平成 30 年第 3 回阿武町議会定例会　会議録

第　1　号

平成 30 年 6 月 21 日（木曜日）

開　会　9 時 00 分　～　散　会　14 時 23 分

議事日程

開会　平成30年６月21日（木）午前９時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　一般質問

日程第４　議案第１号　阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第５　議案第２号　阿武町使用料条例の一部を改正する条例

日程第６　議案第３号　阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例

日程第７　議案第４号　阿武町指定管理者の指定

日程第８　議案第５号　町道路線の変更について

日程第９　議案第６号　阿武町道路条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第７号　平成30年度阿武町一般会計補正予算（第１回）

日程第11　議案第８号　平成30年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第１回）

日程第12　議案第９号　平成30年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第１回）

日程第13　議案第10号　平成30年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）

日程第14　委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

１番	副議長	中　野　祥 太 郎
２番		伊　藤　敬　久
３番		市　原　　旭
４番		池　田　倫　拓
５番		小　田　高　正
６番		田　中　敏　雄
７番		清　水　教　昭
８番	議　長	末　若　憲　二

欠席議員　なし

説明のため出席したもの

町長	花　田　憲　彦
副町長（総務課長事務取扱）	中　野　貴　夫
教育長	小　田　武　之
まちづくり推進課長	藤　村　憲　司
民生課長	梅　田　　晃
住民課長	工　藤　茂　篤
経済課長	野　原　　淳
施設課長	田　中　達　治
教育委員会事務局長	金　田　浩　祐
会計管理者	三　好　由 美 子
福賀支所長	小　野　裕　史
宇田郷支所長	水　津　繁　斉

欠席参与　　**なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	藤　田　康　志
議会書記	高　橋　仁　志

開会　午前９時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長　開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今年は、梅雨入りも早く適度に雨が降ってくれていますが、例年７月の梅雨明け頃には豪雨が来ております。今年の梅雨は災害など発生せず豊穣の秋を期待するところです。また、本日は二十四節気の夏至であります。梅雨が明けたら暑い、暑い夏がやって参ります。体調管理には十分気をつけて頂きたいと思います。

最近全国で地震が多発していますが、18日には大阪で震度６弱の地震が発生し、小学校へ登校中の女子児童がブロック塀の下敷きになって亡くなられる等、５人が亡くなられ400人以上の方が負傷されております。ここにお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、東京都目黒区で起きた舟戸結愛ちゃん虐待死事件は、私にとって非常に大きな衝撃を受けました。幼い子どもさんが朝４時からひらがなの練習をさせられて、そのひらがなで「きょうよりもっとあしたできるようにするから、もうおねがいゆるしてください。」このメッセージを読んだとき、胸が押しつぶされるように感じたのは私一人ではなかったと思います。一日も早くこのような虐待がなくなることを祈り、我々住民もしっかり目配り、気配りをして地域で子どもたちを支えていかなければと強く感じたところです。

国外では、初めてアメリカと北朝鮮の首脳会談が実現し、北朝鮮の非核化が話し合われました。しっかり実現して欲しいと思います。また、日本と北朝鮮の首脳会談も実現させ、拉致問題を一日も早く解決して欲しいと強く思ってい

ます。

その一方でイージス・アショアの話が６月に入って浮上してきました。住民説明会・全員協議会も行われ国の方から説明を受けたわけですが、まだまだこれからもしっかりと説明を求めていきたいと思います。

そんな中、議員各位には第３回阿武町議会定例会に応召ご出席を賜りありがとうございます。議員各位の慎重なる審議を賜りますようお願いいたしまして開会のご挨拶といたします。

○議長　本定例会に付議されます案件は、議案10件、全員協議会における報告３件、また４人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、８人全員です。ただ今から平成30年第３回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長　これより日程に入るに先立ち、過ぐる５月31日開催の平成30年第２回阿武町議会臨時会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

６月１日　防衛省によるイージス･アショアに関する説明が山口県庁で開催され、本職が出席しました。

６月11日　議会運営委員会が開催され、今期定例会に関しての協議がなされました。その結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

６月19日　全員協議会を開催し、イージス･アショアに係る説明を受けて質疑応答があったことは、ご高承のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長　ここで本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦）　おはようございます。平成30年第３回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、公私ともにご多繁の中を本定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

さて、梅雨の最中でありますが、適度な降雨等により農作物も順調に生育していると聞いているところであります。梅雨入りから、ひと月近くが経過し、梅雨末期の大雨も気になるところでありまして、何と申しましても５年前の平成25年７月28日の豪雨災害が思い浮かぶところでありますが、このまま平穏な内に梅雨が過ぎればと願うとともに、初心に帰り、常に危機管理意識を念頭に置きながら、行政を進めて行かなければならないと思っているところであります。

こうした中で、今月12日には、シンガポールでトランプ米大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長による史上初となる米朝首脳会談がおこなわれ、朝鮮半島の完全非核化と平和体制の構築を目指す共同声明に署名がされたところでありますが、具体的な措置につきましては明記がされず、半島情勢の行方が引き続き懸念されるところであります。

こうした情勢の中で、秋田市の陸上自衛隊の新屋演習場とむつみ演習場における陸上配備型イージス・システム、通称イージス・アショアの導入について、今月１日、大野防衛大臣政務官から山口県、萩市、そして阿武町に対して、陸上自衛隊むつみ演習場をイージス・アショアの配備候補地として、配備に係る

適地調査を実施したい旨の説明があったことは、ご高承のとおりであります。

しかしながらこの説明を受けて、知事、萩市長を含めて、私たちも十分な理解には至らず、説明も不十分であったとの感想を持ったことから、後日、知事と萩市と協議し、先日、写しを配布いたしましたけども、皆様方に、調査の開始に先立っては、地元説明会を開催し、住民の理解が得られるよう、９つの項目に絞って、知事、萩市長、私の連名により、小野寺防衛大臣宛に、文書をもって回答されるよう照会文書を作成し、今月８日に、山口県総務部次長、萩市副市長、そして本町の副町長の３人が広島の中国四国防衛局に赴き、文書を手渡したところであります。

この照会文書の回答につきましては、去る15日、金曜日の午後７時39分に、山口県防災危機管理課から副町長宛にメールで届いたところでありますが、これも写しを、皆様方にはお渡ししておりますが、この照会文書の回答のほかに、ご案内のとおり、先般17日の福賀での地元説明会、19日の阿武町議会全員協議会での説明会でも、中国四国防衛局長、防衛省の担当班長等から説明がされたことはご高承のとおりであります。

私は、このイージス・アショアの調査及び配備につきましては、住民の安全・安心を第１に考え、また、秋田県の動向等も注視しながら対応して参る所存でありますので、引き続き、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、市原　旭議員の一般質問がある様でありますので、その中で、現時点での私の思いを申し述べさせて頂きます。

さて、今月に入って、新聞やテレビ等の報道においては、幼児虐待による殺人事件をはじめとした、社会の抱える闇を映すような痛ましい事件・事故が相次いだほか、群馬や大阪で大規模な地震が発生するなど、住民の安全・安心が脅かされる中で、阿武町におきましては、町民の安全・安心を守る町づくりを推進していくため、今年の１月18日に宇田郷漁村センターで、宇田浦自治会の

皆さんを対象に開催した「打てば響く！　地域に寄り添う懇談会」を皮切りに、各地区で各自治会の皆さんと膝をつき合わせながら計13カ所で、住民の皆さんからの生の声を聞くまちづくり懇談会を開催して参りました。

懇談会には、夜間や休日にもかかわらず、議員各位を含め、自治会役員の方々を中心にご参加いただき、去る18日に最後の福賀下地区を対象とした懇談会が終了いたしましたので、丁度５箇月間にかけて懇談会を開催してきたというところであります。

このまちづくり懇談会を開催することにより、それぞれの会場で様々なご意見やご提言等をいただいたところでありまして、特にその中でも、崩壊しそうな空き家の廃屋対策をはじめ、人口減少に伴う町道等の草刈り作業の軽減対策、農作物の鳥獣被害対策、少子・高齢化に伴う各種産業における後継者及び事業の承継問題、バス・コミュニティワゴン等を活用した生活交通の確保、更には、地域における祭りの存続など、共通する課題等も見えて来たところであります。

私といたしましては、「打てば響く！」をモットーに、いただいたご意見等を真摯に受け止め、地域の課題解決に向けた取り組みをはじめ、今後の施策展開に活かせるものは活かして行きたいと考えておるところであります。

しかしながら、全国的にも少子高齢化による人口の減少に歯止めがかからず、今月１日に発表された厚生労働省の人口動態統計によりますと、昨年、2017年に生まれた赤ちゃんの数、つまり出生数は統計調査開始以来、最少の94万6,060人で、前年比３万918人の減となり、２年連続で100万人を割り込んだ結果となっております。

また、阿武町におきましては、昨年中の出生と死亡の差し引きによる自然減が丁度100人で、人口千人当たりに換算して比較した場合、県内では最下位の19位。転入と転出の差し引きによる社会増減はマイナス10人で、人口千人当たりに換算して比較した場合、県内では上位から８位となっておりますが、自然

増減と社会増減を合計した全体での割合につきましては、県内で最下位の19番目となったところであります。

なお、平成29年度の死亡者数は104人で、死亡者数が100人を超えたのは、昭和38・39年以来、実に53年ぶりとなったところでありますが、当時は、出生数も100人程度とトントンでありましたが、それに反して、平成29年は出生が４人に留まるなど、大変厳しい状況となっているところであります。

また、最新の国立社会保障・人口問題研究所の2015年（平成27年）の国勢調査を元にした人口推計によりますと、阿武町は３年前の2015年に３千463人だった人口が、2015年から30年後2045年になりますが、今から27年後でありますが、その時には１千419人で、27年後には半分以下の41％まで落ち込むとの推計がなされております。

日本は、２年後の東京オリンピックで浮かれている間に、社会においては少子高齢化問題が顕在化していき、７年後の2025年には、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年問題が発生します。そして、５人に１人が75歳以上となり、人口の３分の１が高齢者になっていくことが予測され、更に12年後の2030年には、国内中で人口減少が目に見えて進行し、人口は１億１千万人台になって、全国的に人手不足が深刻化して来ると言われております。

また、先程の社人研の将来推計では、17年後の2035年には全世帯に占める独身世帯の割合は38.7％に達し、標準的な夫婦と子どもの世帯の23.8％を上回り、一人暮らしが多数派となる「おひとりさま社会」が目前に迫っているとの報告もなされているところであります。

このことは、地方では、すでにその傾向が顕著に表れており、先ほど説明いたしましたように阿武町では、目に見えて人が亡くなられるような状況であり、労働力人口の減少も顕在化し、商工業、農林水産業等のあらゆる分野で、人手不足、後継者不足の問題等も発生しており、ひとり暮らしも増加傾向にあるな

ど、難しい舵取りが求められる中で、これからの行政は、行政主導やバラマキ型ではなく、地域を巻き込む協働のまちづくりが一層必要だと感じているところであります。

そのためには、民間の力を借りながら、一緒になってサービスの量や質を落とさずに運営して行くことや、住民の声を迅速に取り入れるなど、行政と民間、行政と住民がこれまで以上に連携していくことが重要だと思っております。

人口の減少も少子高齢化に対する課題も一挙に解決する魔法のような政策は、すぐすぐには存在しませんが、私は、「打てば響く！　町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」をモットーに、「開かれたまち、選ばれる町をつくる」を旗印として、チャレンジ精神とスピード感をもって、町政の推進に取り組んでいるところであります。

特に、「地方版総合戦略」の推進におきましては、ご案内のとおり、「住まい」「仕事」「人のつながり」の３つを重点の柱に、人口定住につながる８つのプロジェクトを、各部署を横断して展開し、更には、萩市さんとの連携によるジオパーク推進の取り組み等により、町の魅力と活力を引き出す特色のある施策、また、それを担っていただく人材育成等にも積極的に努めて行くほか、「ひと、もの、お金」が地域内で循環するような、地元商店や物産の積極的な利活用、更には、地元出身者の雇用の促進、地産地消の取り組み等による「地域内循環社会」の構築にも積極的に取り組んで参る所存でありますので、引き続き議員各位のご理解ご協力を賜わりますようよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会でご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第１号「阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について」につきましては、過疎債借り入れのため、「海岸機能診断事業のハード事業からソフト事業への変更」及び「阿武小学校特別支援教室増築事業の追加」について、

それぞれ過疎計画の変更を行うものであります。

次に、議案第２号「阿武町使用料条例の一部を改正する条例」につきましては、４月に開所いたしました「阿武町暮らし支援センター」、これの利用料金を、新たに使用料条例に追加するものであります。

次に、議案第３号「阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例」につきましては、現在建築中の、今年の10月末に完成予定の福賀地区の高齢者福祉複合施設に係る設置及び管理に関する条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第４号「指定管理者の指定について」につきましては、ただ今の第３号議案に関連し、「阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑」の指定管理者として、今年11月１日から５年間、社会福祉法人「阿武福祉会」を指定するものであります。

次に、議案第５号「町道路線の変更について」及び、議案第６号「阿武町道路条例の一部を改正する条例」につきましては、主要地方道益田阿武線の改良工事に伴い、旧県道を町道「存行司床並線」として、延長を追加認定し、それに伴い道路条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第７号「平成30年度阿武町一般会計補正予算（第１回）」につきましては、３千570万9,000円の増額であります。

主な内容を申し上げますと、全般に渡って４月の人事異動及び共済組合負担金の料率の確定に伴う人件費の補正をはじめ、総務費では、阿武町暮らし支援センターのホームページの作成や、砂場等を新たに設置するグリーンパークあぶ整備工事費の新規計上、イベント用のイスや机を購入する一般コミュニティー助成事業助成金の交付決定に伴う新規計上。

民生費では、福賀高齢者福祉複合施設の備品及び竣工式経費の新規計上。

農林水産業費では、農地中間管理関連事業による区画整理工事に関連する地

形測量結果に基づいた計画構想を作成するための委託料及び、農地管理を軽減するため、畦畔に芝を吹き付けて緑化を図る畦畔管理省力化実証事業補助金の新規計上。

商工費では、危険防止を図るため道の駅ちびっ子広場にフェンスを設置する工事費の新規計上。

また、教育費につきましては、特別支援教室が整備されることに伴う特別支援学級や通級指導用に係る表示用教材のテレビ、タブレットパソコン等の購入費及び、７月22日に開催が決まった阿武スイムラン大会の実行委員会に対する補助金の新規計上等が、今回の補正の主なものです。

次に、議案第８号「平成30年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第１回）」から、議案第10号「平成30年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）」につきましては、何れも特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、全員協議会での全協報告第１号「平成29年度阿武町繰越明許費繰越計算書の報告について」につきましては、平成29年度一般会計の繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により、その結果をご報告申し上げるものであります。

次に、全協報告第２号「契約の締結について」につきましては、町の執行にかかる工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げるものであります。

次に、全協報告第３号「（株）あぶクリエイションの経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況のご報告を申し上げるものであります。

以上で、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につ

きましては、その都度担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、お願い申し上げまして、開会にあたりましての私からのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長　以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、１番、中野祥太郎君、２番、伊藤敬久君を指名します。

日程第2　会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる６月11日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から６月27日までの７日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から６月27日までの７日間と決定しました。

日程第3　　一般質問

○議長　日程第３、一般質問を行います。質問の通告者が４人ありますので、議長において通告順に発言を許します。はじめに、７番、清水教昭君、ご登壇ください。

○７番　清水教昭　本日の阿武町議会定例会に、ご出席の皆様、おはようござ

います。阿武町議会議員の、清水教昭です。さて、これから大きく４項目の、一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

これからの「道の駅阿武町」の、Ｖ字展開についてです。平成30年度施政の基本方針での、締めの挨拶は、次の様に語られました。新年度においては、一層の町民の皆様のご理解と、ご協力を得ながら、これら各種施策を迅速かつ的確に執行するとともに、一方で、行政改革を断行しながら、町政運営を行ってまいりますので、町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。と、ありました。従って、町民の皆様方は成果を楽しみにして、おられます。また、阿武町議会議員も「施策の進捗状況」を、慎重に見守っていました。

ところが、昨年全国公募で就任した道の駅「阿武町」の副支配人が試用期間途中の３月、続いて支配人が４月に退職を致しました。この業界においては、退職はついて回りますし、日常茶飯事と言っても差し支えはありません。しかしながら、ここらを見誤ると良くありません。後遺症が残ります。

次の３点が良くありません。一つは、いかなる理由があるにせよ、試用期間途中にまず副支配人、次に支配人が退職をしたこと。２点目が、阿武町が主導して、平成22年度に、第三セクター「あぶクリエイション」を発足させました。しかし、初代支配人と副支配人が任期を更新せずに退職、また２代目支配人も任期を更新せずに退職、そして、今回の３代目支配人とその副支配人が試用期間途中で退職をしました。いずれも組織の要になる人が、連続して退職したことです。３点目、次の事象は２代目支配人の後に、コンサルタントの機能をもたしたアドバイザーを雇い、職員中心の体制で運用をしましたが、課題を残して、頓挫致しました。

この３点の状態を、解明せずに「道の駅阿武町」を引き続き運用をすることは、「施政の基本方針」での、締めの挨拶にありました「町民の皆様のご理解、ご協力」を得ることは、大変に難しくなります。

まだまだ、「道の駅阿武町」は活きています。残せるところは残し、不具合のあるところは、全てゼロからのスタートです。思い切った取り組みで、「Ｖ字展開」をすれば、輝く明日が開けます。

そこで、次の２点の質問をします。一つは、先に述べました３点の事例から学んで得た、原因と課題、その課題の対応策。たくさん考えられますが、優先順位をつけて３点お答え下さい。２点目が、Ｖ字展開を行う為の、これからの取り組み。これも期限を設定し、実績指数とその評価が大切になります。第一、第二、第三ステップの取り組みが考えられますが、まずは第一ステップを絞ってお答え下さい。

考えますと、想定外の苦難に出会ったかも知れませが、これも「生きた学問」と、思うことが大切です。この学問から「智」を得て、視野が広がると、強さにも精通してきます。

営業のマネジメントの世界では、施策を起こせば反動が起きるのは当然で、「万物の摂理」と同じです。その反動を無理に抑え込むと、逆効果になりかねます。今は、その反動を見極めるのが、まず重要です。

その為にも２点の質問にお答え下さい。そこから町民の皆様のご理解、ご協力を得ることができます。町長のお答えをお願い致します。

○議長　ただ今の、７番、清水教昭君の１項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　ただいまの、これからの「道の駅阿武町」の、Ｖ字展開についてお答えいたします。

議員のご質問の主旨は、第３セクターとして「道の駅阿武町」を運営しております、株式会社あぶクリエイションにおいて、昨年10月に採用いたしました、支配人及び副支配人が試用、試しの雇用でありますが、試用期間中、つまり、試し採用期間中に退職したこと、また、あぶクリエイション発足後、採用した

支配人が、当初の雇用任期を更新せずに退職したこと、経営などのコンサルタント的な助言を受けるために、アドバイザーを非常勤で雇用し、店舗において責任者不在の状況で経営を進めてきた、これまでの状態の確認と、原因の解明。そして、これら３点の現実から、今後の「道の駅阿武町」の運営に関して、どのような取組を行い、Ｖ字展開を図っていくのかという主旨であろうと思われますが、一項目ごとに、それぞれお答えしてまいりたいと思っております。

まず、平成27年４月以降、不在となっておりました、支配人の採用につきましては、現場に責任者を据えて、管理体制を確立しなければならないと判断されたことから、昨年９月に支配人をあぶクリエイションの方で全国公募されたものであります。９月23日に、あらかじめ提出された論文と集団討論、そして、社長や取締役の個人面接を経て、支配人候補を決定し、体制を強化するため、副支配人の採用についても、決定がされたものであります。

しかしながら、公募により応募してきた支配人受験者につきましては、論文や短時間の面接だけでは、本来の仕事に対する順応性や適正が判断しづらいことから、両人の了解の元に、半年間の試用期間を設けて、採用した支配人と副支配人の仕事ぶりについて確認をされたものであります。

結果的に、議員ご高承のとおり、副支配人が３月20日付けで、そして支配人が４月20日付けで、それぞれ、本人からの退職願が提出されましたから、両人の退職が承認されたところであります。

次に、平成22年５月に「道の駅阿武町」の運営・管理を担う会社として、第３セクター方式による「株式会社あぶクリエイション」を設立し、設立時の初代支配人、副支配人、２代目の支配人ともに、組織の要人が任期の更新をせずに退職した経緯がありますが、初代の支配人、副支配人につきましては、会社立ち上げ時の特殊事情もあり、初年度の赤字につきましては致し方ないものとして了承されたところでありますが、経営改善に関する試みもないまま累積赤

字は増加するばかりであった上、２代目支配人については、リニューアルオープンの効果もなく赤字はさらに累積されていった現実が見られたところであります。

私といたしましては、やはり現場の責任者であります支配人は、自らが経営者となったつもりで、店舗の運営をする必要があるものと考えているところでありまして、なかなか、経営改善ができなかったそれぞれの支配人は、自らが責任を取った形で、退職したものと推測しているものであります。

次に、アドバイザーの雇用の件でありますが「道の駅阿武町」では、全国道の駅発祥の地をＰＲし、集客力を高めていく試みとして、平成14年度に「道の駅発祥交流館」を整備したところであります。この整備にあたりましては、山口県観光戦略会議議長を務めておられました、周南市の山本時博氏が適任者として、県から紹介を受け、当時は、道の駅発祥交流館の発足に向け助言をいただいたところであります。その後、累積赤字が増加し、経営の立て直しが必要となったことから、新たに「道の駅阿武町アドバイザー規程」を設け、正式に平成24年12月からアドバイザーとして雇用し、店舗のつくり方や運営などについて助言を受け、最大1,900万円余りありました累計赤字の解消に取り組んで参ったところであります。

しかしながら、山本氏の取組は、会社経営の黒字化を急ぎすぎたことから、従業員のひずみが生じ、正社員、パート従業員を含め、だいたい38名くらいの会社でありますが、この間同数程度の38名もの従業員が会社を去らなくてはならない状況を生んだ事は最大の問題であり、今回の決算を審議する取締役会をもって、退任をしていただいたところであります。

ここまでは、支配人や副支配人の退職、アドバイザーの雇用状況についてご説明したところでありますが、まず、第１点目のご質問であります、これらの事例から学んで得た、原因と課題、また、その課題の対応策の優先３点につい

てということでありますが、原因の全ては「ひと」であるというふうに思っております。

組織の要となる人、特に、道の駅阿武町にとって支配人にあたる職に求められる人格は、「店を運営する資質」や「従業員を動かす能力」、最終的には「マネジメント力」であろうと思うところであります。

先般の、支配人、副支配人の採用にあたりましては、先ほど申し上げましたように、論文と面接による試験を実施されたところでありますが、１回限りの論文や面接だけでは、その人物の人柄を含めたマネジメント能力を見出すことは、現実的には不可能でありますし、これは、ある意味役場の職員採用試験についても、同じ様なことが言えるというふうに思っております。今回のように、試用期間を設けて、運用してみなければ分からない、判断できない部分は数多くあるものと考えます。

今後、支配人のような重要な立場の者の採用にあたっては、これまでの実績やスキル、そして人となりも含めてよく分かる人を採用することが、最大の対応策であろうと思うところであります。

次に２点目の質問でありますが、Ｖ字展開を行うための、これからの取組ということであります。

５月21日に「株式会社あぶクリエイションの第８期定時株主総会」が開催され、総会には、私も株主として出席したところでありますが、この総会におきまして、平成29年度の決算報告がありました。報告によりますと、第５期、平成26年度末に、最大で1,900万円余りありました累積赤字は解消されて、ついに29年度末では97万円の黒字、剰余金が出たというふうになったところであります。

税引き後の純利益で判断いたしますと、経営改善が見られました27年度の870万円、28年度の990万円に比較しまして、利益は130万円と減少したように見受

けられたところでありますが、実は、従業員の賞与が、これが28年度には全部で85万円しか支給しておりませんが、29年度におきましては、３回に分けて、総額643万円余りの支給がなされ、28年度に比較して558万円多く賞与を払ったところでありますので、これを加味して全体を判断すれば、収益は、前年同様とまでは申しませんが、まあまあの線と判断したところであります。また、賞与を支給することは、収益を従業員に還元するものでありますことから、モチベーションの向上につながるものであり、定期的な支給を目指してもらいたいものであります。

また、改善しました取組といたしましては、支配人が退職後、各部門に主任を置き、主任を中心に店舗の運営を展開していると聞いているところであり、各主任がどのように運営すればお客様に喜ばれ、次回も立ち寄りたい駅として心に残るおもてなしを含め、研修などを受けることにより自己研鑽してもらいたいと考えております。

なお、従業員の研修としましては、去る６月６日に、従業員全員を対象に店舗づくり、商品陳列などについて、専門家による研修を受けたとの報告を受けており、これからの店づくりに役立ててほしいと願っているところであります。最後になりますが、支配人退職後は、中野社長自ら月曜日と木曜日に朝礼を行い、売上げなどを共有しながら、問題意識を持つように、従業員自らが考えることを励行しているとのことであり、正に「おもてなし日本一の道の駅」を目指してほしいと考えているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長　７番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（７番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　７番、清水教昭君。

○７番　清水教昭　これからV字展開を進めて行くにはですね、次の２点の質問に対する答弁内容が重要になります。お答えをお願いいたします。

一つは、今回の支配人、副支配人です。その報酬はどこから準備をする予定でしたかと言うことですね。いろいろなことが考えられます。例えば、それは早い段階で考慮していたのか。そうではなくて、その人事が決定して取り組まれたのかでも、微妙に展開が変わります。もちろんその報酬は予め選定されていますので、計算式でこういうふうにやるということも、当然想定できます。従いまして、どこから準備をする予定であったかな。ということをお答えください。

そして、２点目は、その期間駅長はこの11月から３月の各月で、何をしに何回現場に行かれたのかな。ということです。職場は常時生きています。お客様とそこに働いておられる方が、共存して生活をしています。極論を言えばある一部分を決めておけば、いいですか、ある一部分を決めておけば、駅長と支配人は不要かもしれません。しかし身体に力を入れないで平常心が私は一番良いと考えております。したがいまして、この２点について町長、又は駅長のお答えをお願いいたします。

○議長　町長。

○町長　第三セクターとは言いながら独立した経営体の中身でありますから、こういった場でその中身につきまして、突っ込むことがどうなのかという思いはありますけれども、たまたま、社長がおりますので副町長の方から答弁させていただきます。

○議長　副町長。

○副町長　副町長の中野でございますが、株式会社あぶクリエイションの社長も務めさせていただいておりますので、私の方から答えをさせていただきます。

まず、支配人、副支配人の報酬はどこから準備する予定でしたかというご質問でございますが、先ず支配人を公募し雇用する時点におきまして上半期

500万円程度の黒字でありました。で、先ほど町長の答弁にもありましたように、町民を含めた従業員が多く辞めているという状況でもありました。そのため採用時の試験官を務めた取締役の代表者の方、そして生産者の代表者の方、そして私と、経済課長、４人で相談した結果、受験者のこれまでの経歴や、将来的なことを鑑みて２人体制でいくことを決めたところであります。その内１人は、先ず店舗内を固めるということで、人間関係等が難しい状況にありましたなかで、先ずはそうした組織の体制を固める。そしてSNSを使って全国的に発信することで販路を広げるという役割を、一人は担っていただく。そして、もう一人は野菜の集荷をはじめ、地域商社的な役割を担う中でどんどん地域に出かけていき、地域との連携を図っていくほか、対外的な対応やPRを積極的に行っていく人材としてもう一人必要だと言うことでありましたので、支配人と副支配人を雇用いたしました。

で、これにより二人が力を合わせて新しい店舗づくりを始める、また二人もその気概を持っておりました。そしてこれまでの経験を活かして売上げも必ずや、二人は自分の給料、それ以上の売上げをですね、伸ばしてくれるというふうに思っておりましたので、当然二人の報酬につきましては、あぶクリエイションの経費の中から、支払う予定でおりましたし、現にそのようにしてきたところであります。

つづきまして、駅長は11月から３月の各月で何をしに何回現場に行かれましたかというご質問でありますが、支配人、副支配人を採用し現場責任者を配置したわけでありますし、二人にはこれまでの経験を活かして自由にやって欲しいと思っておりました。「船頭多くして船山へ上る」ではありませんが現場で指図するものが多すぎると、統一がとれなくなって混乱してしまい、物事が違う方向に進んでしまう可能性もあるとの思いから、私は社長として現場に顔を出すのは周１回程度に留め、現場に行った際には従業員に声を

掛け、店内の状況や従業員の対応など、一般的な店舗の確認を行っておりました。そして、月に１回は朝礼で従業員に対し自分なりの理念をもって、従業員に私の思いや経営方針等を直接伝えてきたところであります。

また、私以外には、経済課の課長や担当者は店内等での問題はないか、確認等含めて週に数回の頻度で道の駅の現場に行っておりましたので、申し添えておきます。

その他、現場は支配人、副支配人に任しておりましたが、11月以降は毎週１回の頻度で、道の駅連絡調整会議と称して支配人と、社長の私、そして経済課長、経済課担当者の４人で現場状況の確認をはじめ、課題や問題点、方針や目標事項について定期的に話し合いの場をもち、毎回２時間程度協議を行ったところであります。以上で回答を終わります。

○議長　７番、再々質問はありますか。

（７番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、７番、清水教昭君。

○７番　清水教昭　非常に、いま良いお答えをいただきました。やはり自由にやっていただくっていうことは、大切だと思いますね。しかしながら、更にV字展開を進めて行くには駅長のもう一歩進んだ考え、そして行動が重要になります。

お答え願います。その一つは何かというと、駅長のミッションですね。駅長の経営理念とか経営使命、これがどうなっているのかなということです。そしてそれを図るバリュー、即ち評価ですね、評価項目がきちっとあるのか。もちろん駅長になりますと、高い評価になります。したがってその沢山あるジャンルの中で一つ行動規範、駅長の行動規範はどうなのかということで、お答えいただいたらなと思います。

これを作るのは、経営のトップの責任です。そのことにより道の駅で働く

方々とお客さんの喜びが見えてきます。V字展開のサクセスストーリー、即ち成功への道筋が近づいてきます。駅長のお答えをお願いいたします。

○議長　副町長。

○副町長　それでは、駅長としてのミッションと行動規範についてということでご質問を受けましたのでお答えさせていただきます。

私が花田町長の後を受けてあぶクリエイションの社長になった当初、その当時、株式会社あぶクリエイションのリーダー的存在であった方に、道の駅の経営にとって大切なことについてお尋ねしたことがあります。その方から、開口一番、道の駅の経営にとって大切なことは、一番良いのは公務員が経営に口出ししないことというふうにおっしゃられました。しかし、社長を受けた以上はそうも言っておられませんので、私は規程規約に則って支配人を公募し、支配人、副支配人を雇用いたしました。そしてそれに合わせて昨年の10月に、支配人、副支配人を採用した時点で、従前の経営理念を社長の責任として、新たに道の駅本来の使命等を盛り込み全面的に改定したところであります。

内容といたしましては、道の駅本来の使命であります休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の強化充実をはじめ、安全で安心な地域食材の提供、そして適正な利益を追求する中で憩いの場、賑わいの場、交流の場としての拠点づくりに務めること、更には発祥の道の駅として、利用者に愛され町民が誇れる道の駅づくりに努めることなど９項目を掲げ、社員に徹底しているところであります。

また、駅長としての使命といたしましては、道の駅阿武町が中心となって地域商社的な役割を担うと共に、地域内循環型の仕組みを構築し、地域みんなの施設として、社会貢献、地域貢献していくことであろうと思っておりますし、社長といたしまして、適正な利益をもって社員の生活をキチンと守れ

るよう経営努力をしていくことが重要であると思っております。

また、行動規範ということでありますが第３セクターで運営する道の駅阿武町の指定管理者の姿勢といたしましては、持続可能な経営を目指していく中で民間と行政の良いところを相互に融合させ、一体となった形でサービスの充実を図り町の玄関口として、また町の顔として道の駅の施設全体がまとまって新たな展開を図っていくことが、道の駅として地域に愛され町外のお客様にも喜ばれ、更にはリピーターとして多くの方に来駅いただけるものと考えております。

そのためには先ず人づくりが重要であると考えます。そこで私は社長といたしまして、支配人が辞めるということになったあとですね、全社員を対象に４月16、17日の二日間にわたって計４回、これからの経営計画等を社員に伝える説明会を開催し、改めて社員に対して経営ビジョン、道の駅の使命、事業方針そして、各部門の売上げ目標等を社員に直に伝え、徹底したところであります。

また、職員の研修にいたしましても先日は商工会の事業を活用いたしまして、九州から店舗づくり等の専門の先生に来ていただいて、全社員を対象に研修会を開催し社員のレベルアップと意識の向上も図ったところであります。

その他、先ほど町長の答弁にもありましたけど、私は毎週月曜と木曜日の開店前には朝礼を行い、社長としての思いを社員に直に伝えるとともに、お客様に感謝の気持ちをもって笑顔、挨拶が自然と出せるよう、また商品知識の習得を積極的に努めるよう社員に働きかけるとともに、社長と社員の感覚のズレを無くすため、社員が数字に関心を持ち、社員自らが当事者意識、問題意識をもってサービスの向上に努められるよう、指導しているところであります。

そうしたなかで、現在は部門毎に７人の主任を配置し、その主任をはじめ社長の私と、経済課長、経済課担当、また、テナント業者が一体となって道の駅全体の底上げを図るため、フリーマーケットの開催や、生産者自らが店舗に立って行う試食会や、販売促進会を積極的に行うなど、住民が住民参加型の新しい道の駅の構築に努めているところであります。

その他にも、社員自らがＳＮＳを多用して毎日商品のＰＲを行うなど社員が能動的に自分たちの給料を稼ぎ出すという意識も少しずつ醸成されてきているところであります。

また、道の駅はあくまでも駅でありますので、ここがゴールや、目的地ではなく、将来的には道の駅が町の中や海に繋がる町の駅、海の駅として、また駅の下の埋め立て地の開発、活用など町の施策と連動しながら総合的な町の玄関口、町の拠点となるような機能を持たせていければと考えているところであります。

いずれにいたしましても、議員の皆様には、時々は道の駅阿武町の直売所をはじめ温泉やレストラン等にもご来店いただき、ご教示、ご指導いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で答弁を終わります。

○議長　以上で、１項目目の質問を終わります。７番、続いて２項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○７番　清水教昭　つづいて、２項目。教育と文化を通し心豊かな教育づくりをなす施策についてです。阿武町にお住まいの方が、教育を通して身につけた知識と正しい行動、また、はるか昔から引き継がれ育まれた文化は、私たちの日常生活を豊かにしています。従って、明るい陽だまりの道を、良いですか、明るいひだまりの道を歩むことが、一人ひとりに課せられます。つきましては次の質問にお答えをお願い致します。

一つ、阿武町内の小中学校での「不登校の児童生徒数」の実態についてです。文部科学省によると、全国の小中学校に在籍している2015年度の、不登校の児童生徒数は12万6,009人と、高止まりをしています。そこで、山口県教育委員会は10月26日、文部科学省が行った、昨年度の児童生徒の不登校などに関する調査の県内公立学校の結果を公表しました。

そのような中で、阿武町内の小中学校での実態を要因、背景の多様化・複雑化をからめて、お聞かせください。

２点目、阿武町内の小中学校での不登校の取組みについてです。不登校を解消するためには、諸般の現状把握、そこから見えてきた課題対策等での、支援の視点が個別にあります。そこで、平成28年９月に「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が、文部科学省初等中等教育局長から、発信をされました。

しかし、現状は人知れず抱えている悩みや、困りごとを汲み取っても、ひとくくりにはできないのが実態です。社会全体での、つながりが乏しくなる中、家族でなくても助け合える社会をどう築くかが、重要なことです。その為にも、「相談しやすい環境」も、手当てとしてあります。

それらを含めて、阿武町内の個別に対して、また絶対に必要な事項の取組み内容について、お聞かせ下さい。以上、質問項目は、２点になります。教育長のお答えをお願い致します。

○議長　ただ今の、７番、清水教昭君の２項目目の質問に対する、執行部の答弁を求めます。教育委員会教育長。

○教育長　それでは、７番、清水教昭議員のご質問にお答えいたします。ご質問は「教育と文化を通し心豊かな教育づくりをなす施策について」でございます。

１点目の「阿武町内の小中学校での『不登校の児童生徒数』の実態につい

て」であります。まず、不登校の定義でありますが、文部科学省は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは、社会的要因・背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と、しております。

文部科学省の、平成28年度の不登校に関する調査研究会議資料によりますと、全国で小学生は２万7,583人、全体に対する割合は0.5％で、中学生は10万3,247人で全体に対する割合は3.0％となっております。人数で申しますと小学校は200人に１人、中学校は33人に１人という割合で不登校児童生徒がいることになります。

阿武町の状況でございますが、平成30年５月末で、不登校の児童生徒数は３人でございます。中学生が１人、小学生が２人でございます。

では、どのような要因で不登校になるかでありますが、全国的統計から見ますと、小中学校での主な要因は「不安など情緒的混乱」と「無気力」によるものが多いです。

「不安などの情緒的混乱」には、「家族内での問題」が大きく関わっております。親の離婚、夫婦げんか、ＤＶ、両親別居、近隣とのトラブル、或いはネグレクト、愛着不足、兄弟差別など、そのほとんどが子ども本人とは関係のないところで要因が、その後の成長に大きく影響してくるということがあります。

最近、特に愛着不足または愛着障害、これアタッチメント障害と申しますが、深刻な社会問題となっております。母親をはじめとする養育者との愛着が何らかの理由で形成されず、情緒や対人面に問題が起こる状態のことであります。その何らかの理由が、先にあげた「家族内での問題」に含まれるものと考えます。

次いで、「無気力」でございます。なぜ無気力になっかといいますと子ども

によりまして様々でございます。無気力になっているところに「学校へ行け！」或いは「勉強しろ！」と言ったり、無理やり保健室登校させたりしても復学に至りません。まず本人を休ませ、無気力から前に進みたい気持ちを取り戻してもらうことが必要であります。

ただ家にいて、昼過ぎに起きて一日中、インターネットやマンガ漬けになっているということになりますと、更に無気力が加速してしまいますので、生活リズムを家族に合わせる、おつかいや出かける時に付き合わせるといった、メリハリをつけた生活を家族全体の中で接触していくことが必要ではないかと思う訳であります。

また、発達障害や学業不振が要因になることがあります。知的能力には問題がなくても、「聞く」「話す」「読む」「書く」ができないと言う学習障害、また、静かにしなければならない場面でどうしても出来ないような注意欠陥多動症、ADHDと申しますが、そのような発達障害があります。

これらは、個別指導を取り入れながら、子どもにとって最も良い学習環境を整えることが大切となります。この部分が不十分になりますと、中学生になって授業内容が分からなくなりまして、学業不振につながり、学校が面白くないというようなことを認識して、不登校になるということも考えられます。

このような様々な要因があるなかで、本町の実態でございますが、不登校になったきっかけは対人関係によるものと思われます。

しかし、その根深いところには、学業不振や幼少期からの親子をめぐる問題があるのではないかと考えられます。昨年度は、家に引きこもってゲームに夢中になり、勉強や将来のことなど無気力な状態でしたが、今年度は数日間ではありますが、登校できるようになり、３人とも修学旅行に参加いたしました。徐々にではありますが、気持ちが前向きになってきているのではな

いかと思っております。

続きまして、２点目の「阿武町内の小中学校での不登校の取り組みについて」であります。

平成28年９月に「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が先程議員も言われましたとおり、文部科学省初等中等教育局長から発信されました。その概要は、不登校児童生徒を支援する上での基本的な姿勢として、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉える必要があり、その重要性について十分に認識する必要があるということ。また、不登校となる要因が、多様・複雑であり、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働きかけ等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援等を図ることが必要とされているということであります。

本町では、この通知を受ける以前より、次のような取り組みを行っているところであります。不登校児解消に向けては５つの視点であります。

１番目は「将来の社会的自立に向けた支援」という立場でございます。不登校の解決の目標は、子どもたちの将来的な「社会的自立」であります。また、不登校は「心の問題」のみならず「進路の問題」であります。という認識に立ちまして、学習支援や情報提供を行っています。具体的には、担任による継続的な家庭訪問を行っています。時には、校長、教頭、養護教諭や特別支援担任、学校全体として学校復帰に向けて支援をしておるわけでございます。訪問に行っても本人に会って話ができるときもあれば、会えずに帰ることもしばしばあるようでございます。

訪問の際には、クラスメイトのメッセージを持参したり、或いは仲のよい友達を連れていったり、学校行事をプリントしたり或いは学習プリントを持っていったりするなど、学校との関係が離れないように取り組みがされております。

教育委員会でも、町民センターの一部を解放し、いつでも勉強できる環境を提供しております。昨年は、夏休みに不登校児童が３日間まいりまして、指導主事が夏休みの宿題を教えておりました。

２番目は「連携ネットワークの支援」という視点でございます。多様な問題をかかえた子どもの態様に応じた、きめ細やかな支援が必要であります。児童生徒の状態や必要としている支援を的確に見極め、適切な支援と多様な学習の場を提供するために、学校、地域、家庭で密接な連携をとることが重要と考えております。

具体的には、定期的なケース会議を実施しております。参加者は、学校側は校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、特別支援学級担任、また、専門的な立場から、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、やまぐち総合教育支援センターからは、子どもと親のサポートセンター職員、行政からは、民生課の職員、或いは教育委員会の職員で構成しておるところでございます。

ケース会議では、誰がどのように係わっていけるのか、何をどうすれば改善されるのか、優先順位や進捗状況を確認するプロセスに至るまで話し合いがされております。

３番目は、「保護者の役割と家庭への支援」という立場でございます。保護者がその役割を果たすことができるよう、時機を失することなく、子どもや家庭へ適切な働きかけを行うなど、学校、家庭、関係機関の連携は不可欠であります。

民生課が中心となって、２ヶ月に１回、子ども支援会議を開いております。現在の子どもの様子や家庭の様子、親の困り感や支援のあり方について話し合われております。

また、教育委員会では、ひと月に１回程度、不登校の児童、生徒をもつ親

の会として「あすなろの会」を実施しております。現在不登校になっている保護者の方はほとんど毎回参加されておりますし、これには不登校の児童生徒やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、社会教育主事、指導主事が参加しています。

４番目は「将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割」という視点であります。

学校教育の充実のための取組と、学校生活に起因する問題の解決に向け、教職員一人ひとりが最大級の努力をする必要が大事であります。これは、先ほど申しましたように、誰もが家庭訪問をしたり、みんなで係わっていこうという姿勢を大切にしているところであります。

最後は「働きかけることと関わりを持つことの重要性」という視点であります。主体的な、学校復帰や社会的自立に向けて、周囲の者が状況をよく見極め、適切な働きかけをすることが重要であります。児童生徒の状況をよく理解しようとすることもなく、必要とする支援も行わず、ただ待つだけでは状況の改善はならないと思います。

これも、先のケース会議のように、色々な方が色々な視点で関わりを持ち、児童生徒理解や必要としている支援を見極め、取り組み、状況の改善を図っているところであります。私たちは、これからも不登校解消のためのスタンスとして、あせらず、あわてず、じっくり取り組んで行こうとしております。

まずは、家から出て、別の居場所に移すことを考えております。すぐに学校の教室に入ってみんなと一緒に勉強させるのではなく、落ち着く居場所を、家ではない他の場所に見つけることから始めております。現在では、町民センターの一部を使用しまして、学習している児童もおります。

なお、今年度、阿武小学校に、自閉・情緒学級の人数が増加することに伴いまして、特別支援学級の増設も計画しているところでありますが、今後も、

引き続き、特別支援教育を始め、不登校対策、いじめ防止等、阿武町の子ども達一人ひとりに目を向け、学校、保護者、地域が連携しあい、社会総がかりで教育の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長　７番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（７番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　７番、清水教昭君。

○７番　清水教昭　再質問ありませんけど、お願いでございます。非常にきめ細かなですね、ご答弁いただきました。ありがとうございます。是非大変なことだと思います。一つひとつですね、これからも引き続き継続して進めていただきますように、重ねてお願い申し上げまして、再質問はございません。

○議長　以上で２項目目の質問を終わります。続いて３項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○７番　清水教昭　それでは、３項目。高齢者の多様性の中で、大人の時間と向き合うためにということでご質問させて頂きます。

2018年度の平成30年は、社会の変化のスピードはますます速くなって、不安を感じる人は少なくないでしょう。人口減少と少子高齢化が進む、日本、また山口県で、また阿武町で現実に起きています。私たちの生活とはどう関係があるのか。

スタートは1920年度の大正９年にあります。わが国に住む全ての人口と世帯の実態を調べる「国勢調査」が最初に行われた年です。この時の、日本の人口は約5,596万人。現在の半分もいませんでした。

それが2008年度の平成20年には、日本の人口は約１億2,808万人とピークになりました。そこから、減少傾向に移り、まさに大きな転換点になりまし

た。市場ではリーマン・ショックで世界の景気が一気に悪化しました。

最近の動きでは2016年度の平成28年に、子供の出生数が日本で初めて100万人を下回りました。また、団塊世代が65歳を超えたことで、労働力不足の時代に突入。年金や医療などの社会保障費が増大しました。これからは、団塊世代が75歳を迎え、さらなる介護需要の高まりと人材不足が予測されます。個人生活も変化し、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合が増え、また全世帯に占める単身世帯の割合も上昇します。

すでに今現在の阿武町では、空き家もますますの増加が見込まれます。すでに崩壊に近い状態の空き家も存在しています。祭りなど地域の伝統文化も継承が難しく、またボランティア会員の平均年齢が75歳に近づき、草刈り機での作業が困難になっています。

そのような中で、平均寿命も伸びてきます。私たちは長い、さらに長い「大人の時間」と、向き合うことになります。変化から目を逸らさず、自ら考えてしなやかに変わっていくことが、大事になります。人生という物語をこれからどう紡いでいくかが、生活になります。生きることは、結果ではなくプロセスです。毎日の暮らしを大切にすることが生きることですし、生活です。

この世情の流れを察知して、萩市では「新萩市総合福祉センター」が、総事業費約21億円で建築工事が着工され、来年６月から供用開始で進んでいます。施設は鉄筋コンクリート造３階建て、延べ床面積は約4,500平方メートル。１階は福祉支援課、在宅介護支援センター等、２階は福祉政策課、障害者生活支援センター等、３階は大会議室、災害用物資保存庫等が入る予定です。つきましては次の質問にお答えをお願い致します。

高齢化が進む中、対応施設の建屋改築についてです。人口の対比から、萩市と一概に比較はできないが、阿武町社会福祉協議会は、次の点からも建屋

的に建て替えの時期に来ているのではないかと考えます。

一つ、相談の受付場所はあるが、狭くまた全職員の目にさらされてます。二つ、相談の部屋が受付と職員事務室とに、隣接されており、誰が入室したのかもう知れてしまいます。３点目、ひとつの部屋に、職員全員の机、それにシルバー人材センター阿武出張所、受付場所、コピー機等が、すし詰め状態。４点目、電話がかかってきても、職員全員に聞こえて、話の内容が漏れるし、また耳障りにもなります。５点目、相談にいってトイレに行くにも、狭い事務所の中を通って行かなければなりません。６点目、文書類、教材の倉庫も会議室のうしろ、建て増しの部屋の中、駐車場の隅の倉庫と、もう余裕がありません。これら、あげればキリがありません。

高齢者はいろいろな形での多様性があります。生きる楽しさや、小さな幸せを積み重ねて「大人の時間」これを大切にしています。安心をして、相談にのってもらえる施設が欲しいものです。町長のお答えをお願い致します。

○議長　ただ今の、７番、清水教昭君の３項目目の質問に対する、執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　高齢化が進む中、対応施設の建て替え改築等についてのご質問であります。今ありました阿武町社会福祉協議会の事務所建物につきましては、平成14年度に、旧みやこ編み物の工場でありました建物を大改造して、平成15年３月１日から、公有財産貸借契約によりまして、阿武町社会福祉協議会に貸し付けておるところでございます。

契約内容といたしましては、所在は、阿武町大字奈古字東光寺3081番３及び５という所在でありまして、土地面積は、703.02平方メートルであります。ご承知のように事務所は、鉄骨造りの平屋建てで、建物面積につきましては、283.80平方メートルでありまして貸付料は、無償であります。貸付期間は、平成15年３月１日から平成20年３月31日までと当初いたしまして、特段の意

思表示がない場合は、５年間づつ更新していくということになっておりまして、今年の３月31日で３回目の自動更新によりまして、更に５年間継続することが決まったわけであります。

この間、平成17年度からは、地域包括支援センター、阿武町総合相談センターでありますが、これの機能を併せ持つこととなり、更に、平成22年度には、地域活動支援センターを増設し、現在に至っております。

阿武町が所有する公共施設につきましては、再編方針を含む総合的かつ計画的な管理を行うために「阿武町公共施設等総合管理計画」を策定し、住民サービスの根幹である公共施設の安全性や機能の維持、適正配置の実現とそれに伴う財政負担の軽減、平準化を図ることとしておりまして、この計画の中では、阿武町社会福祉協議会に貸し付けておる建物は、他の公共施設と比較して、老朽化しているとまでは言えないために、維持管理施設として、必要な補修や改修を行い長寿命化を図ることとしているところでありまして、町全体の施設整備計画の中で検討していくためには、当面改築は考えておりません。

さて、ご質問の「相談の受付場所はあるが、狭くまた全職員の目にさらされる。」、或いは「相談の部屋が事務室に隣接し、相談しにくい。」とのご指摘であります。

ここで、参考までに平成29年度の相談件数を見てみますと、社協全体で延べ１万3,393件の相談を受け付けております。

内訳といたしましては、居宅介護支援事業所が7,545件で56.3%、総合相談センターが5,848件の43.7%となっており、相談の方法といたしましては、電話相談が7,397件で全体の55.2%、ご自宅にお伺いして相談を受ける訪問相談対応が4,231件の31.6%、そして、問題は来所されての相談でありますが316件で2.4%、１年間でですね、ということであります。

更に１年前の平成28年度の相談件数につきましては社協全体で１万5,109件、居宅介護支援事業所が8,674件の57.4%、総合相談センターが6,435件の42.6%で、これも相談方法は、電話が8,797件の58.2%、訪問が5,495件の36.4%、来所が337件の2.2%というふうな格好になっております。

これを見ますと、電話や相談者宅へ直接出向いての相談対応等がほとんどで、（ベル１）来所されての相談は、全体の２パーセント程度で、300件あまりと件数としては余り多くない状況でありますが、もし、相談に来られた方が不安に思われるような自体があるのであれば、改善を促したいと考えております。

また、「事務所が手狭」とのご指摘であります。オフィスの1人当たりの面積は一体どれくらい必要か、ということにつきましては明確な規定はありませんが、おおよそ1人当たり３坪、約10平方メートル程度というのがひとつの目安とされているようであります。

社協事務所で見てみますと、建物面積が283.80平方メートルですので、これを事務所内で勤務しておられる人数、15人で割りますと、一人宛て18.92平方メートルで約5.7坪であります。先程が３坪であります。これに対して5.7坪ということで、会議室があるために、施設全体としての1人当たり面積は目安の３坪を上回っておるというふうな状況でありますが、これは会議室を含めた話であります。

また、このこととは別に事務所衛生基準規則、これは昭和47年に定められたものでありますが、こういう省令がありまして、これは労働安全衛生法に基づき定められた、事務所の衛生基準を定めた省令でありますが、これによりますと、気積（きせき）の、気積ていうのは空気の「気」に体積の「積」でありますが、気積についての規定があります。

オフィスをレイアウト図で見るような「面」ではなく、「立体的な空間体積

」として捉えて、十分な空間を確保するための規定でありまして、事務所衛生基準規則第２条に「事業者は、労働者を常時就業させる部屋の気積を、設備の占める容積及び床面から４メートルを超える高さにある空間を除いて、労働者１人につき、10立方メートル以上としなければならない。」ということに規定されております。

すなわち、「床面積×高さ」これにつきましては机とかロッカーの体積は除けますけども、これを人数で除した値が気積でありますが、これが1人当たり10立方メートル以上必要ということであります。担当課に調べさせましたところ、社協事務室の気積は、1人当たり11.85立方メートルでありました。

基準は1.85ほどクリアしておるということでありますが、これ以上の増員や、ロッカー等の設備を入れることは困難ではなかろうかと考えております。

オフィス空間は業務効率に大きく関与しておりまして、スムーズな動線が取れることや、整理された収納があること、思い立ったときに打合せができる場所があることなどは、生産性に大きく関わりますし、オフィス環境を変えることによって、業務効率を改善し、生産性を高めることができたとの事例も数多く報告されているところであります。

しかしながら、今後業務量がますます増大し、人員を増やさなければならないということであれば別ですけれども、昨今は人口減少とも相まって業務量自体は減少傾向にあるというのが実情であります。

先ほどの相談件数もそうでありましたが、ほとんどの業務において、平成28年度に比べて平成29年度の業務量は減少しております。

居宅介護支援事業のケアプラン業務を一例に見てみますと、平成28年度は年間1,544件で、月平均が約129件であったものが、平成29年度は年間1,412件、月平均で約118件と、ひと月あたりで約11件の減少であります。

このケアプラン業務が117件を超えますと、ケアマネージャーが４人以上必

要ということになりますが、今後、福賀地区に高齢者福祉複合施設ができあがり、（ベル２回）これが順調に稼働しますと、ケアプラン業務の更なる減少ということにもなって参りますので、ケアマネージャーの人員減の可能性も出てくるのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、これらのことは阿武町社会福祉協議会において、自立した経営の中で自主的に決定すべきことでありまして、町としては、法令に反しない限り、その自主性を重んじ不当な関与を行ってはならないと、そういう認識であります。

高齢者の多様性の中で、阿武町社会福祉協議会におかれましては、今後とも担当課と十分な連携・協力のもと、その事業の意義・目的のなかで謳っておられる、「豊かな福祉社会をめざし、組織、財源、活動を含めた社協の基盤強化を図るとともに、住民総参加と関係機関の連携を基に福祉の輪づくり運動・ボランティア活動を積極的に展開して、共に支え合い安心して暮らすことができる“みんなが主役、誰もが住み続けていきたい、共生のまちづくり”これの実現に努めていただきたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長　以上で７番、清水教昭君の一般質問を終わります。ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休　　憩　　10時34分

再　　開　　10時45分

○議長　それでは休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、５番、小田高正君。ご登壇ください。

○５番　小田高正　皆様おはようございます。本日は町を前に進めるためにその施策と方法論、これについて自らが述べたいと思います。よろしくお願

い申し上げます。

阿武町のグラウンドデザインについてです。５月にはゴールデンウイークがありました。この町に何人の地元の方が阿武町に帰り、何人の方が阿武町を語り、何人の方がこの町に帰りたいと思って頂けるでしょうか。Ｕターン戦略を考える時の基本はそこにあります。決してＩターン戦略だけではない関係人口、活動人口の考えはあると思います。また、この町の各所へ何人の方がどのような目的で来町頂き、どのような動きをされ、この町にどのような波及効果があったのか。口コミやＳＮＳを含んだ広報宣伝などしっかりと出来たのでしょうか。お盆や正月と同様に、５月の大型連休の人の動きをきめ細かく分析し、大きな視点で、長門市の湯本、萩城下町、津和野などへ訪れた山陰全体の人の流れを察しされているのでしょうか。これが、市場調査を含むエリアマーケット戦略です。

また、活動形態は、団体旅行か家族連れの旅行なのか、一台に何人の方が乗っているか、様々な分析をされているでしょうか。仕入れ、購買方法や購入動機、顧客単価を分析する際にも非常に重要なことです。

ヒト・モノ・カネの流れと情報を掴み、山陰の各市町と連携して、山陰全体に人の流れを作る、そういう仕組みを創ること。同時に、阿武町にしかできない価値の提供を生み出していくこと。両方大切です。これが、単独、阿武町の外交戦略であり、生き残っていくための戦略であると思います。また、小さな町だからこそ、小さなことばかり考え過ぎず、大きな絵を描き、動き出すことが重要と思えます。

これまで、単独町政として、インフラ整備と健全財政の両面には、大きな評価ができます。同時に、今後の人口減少対策など、新たな阿武町のグランドデザインを創るために、投資的経費を我慢してきた期間であったと私は思います。また、他の市町の先行事例を様子見する政策では手遅れであり、地

方創生という言葉は、一旦、綺麗に聞こえますが、国から見れば、全国各市町の生き残りを賭けた、知恵比べ競争予算です。その地域の特性を活かし、独自性があり、本気で考え、具現化していく実行力のある自治体を応援する仕組みで、ばらまき予算ではありません。そして、この予算には、期限があり、ＫＰＩ指数という事業の業績評価も検証されます。今後も多岐に渡り、政策提言していきますので、執行部もさらに一丸となって、熱い気持ちで地域を設計してもらいたいと思います。

さて、若者世代から高齢者世代まで、関心の高い道の駅周辺を中心に、今後の阿武町のデザインをどう設計するかについて質問したいと思います。私は４年前、この議会の場で、地方創生特別事業が始まる前から、この町づくりの提言をしています。その一つに、道の駅周辺の開発があげられます。私の考えは、道の駅本体だけでは、将来的な集客力がないという考えであり、話題性ある段階で、周辺を整備し、自然を活かし、他の市町が真似を出来ない、どなたも楽しめ、新たな価値と産業を生むレジャースポットの提言をしました。

阿武町はこれまでの３年間、ソフト事業の地方版総合戦略では、スタジオＬと、そして、今後のハード事業を鑑み、山口フィナンシャルグループと業務提携をしています。執行部サイドには、様々な情報があることと思いますが、私は本日、この議会の場で議員として、しっかりとまちづくりを提言し、住民の方や町外の方にアナウンスしていきたいと思います。

また、議会と執行部の知恵比べも地方創生と思いますので宜しくお願いします。

私の考えは、４年前に述べた提言と基本は同じであり、キーワードは、魅力とワクワク感です。そのために、阿武町に寄って、楽しんで頂く仕組みをどう展開していくのか、そこに起業や雇用創出が生まれていくように、その

考えを述べたいと思います。そのために３つの考え方があります。

一つ目に、山陰エリア戦略です。二つ目に海岸戦略、三つ目に陸地戦略です。戦略のこの３つは、自然という不変的な価値であり、国道からみてもＪＲ山陰本線から見ても、日本海からみても連動しています。これで利用者の情報の共有ができます。情報を共有できても、魅力がなければ情報発信の対象にもならないということになります。

今や道の駅も、全国随所に立派な建造物が立ち並び、今後は、他の市町にない遊び心を持った相当なアイテムのない道の駅は、高速道路が出来れば、一気に通過されることは間違いないでしょう。小さなお子様からご高齢者まで便利で楽しめ、目的地の一つと成り得る必ず寄りたくなる道の駅づくりが求められると思います。

そこで、一つ目の山陰エリア戦略です。山陰には、先日新しく出来た長門市のセンザ・キッチン、萩市には萩往還、萩しーまーと、ゆとりパーク田万川などがあげられます。これらと連携した山陰の道の駅めぐりツアー等などを企画され、この山陰線の活性化を目的とした山口県でもない、地方創生市町連携の先駆けを山陰から進めてみられてはいかかでしょうか。地理的にみても、全ての来町者が我が町だけを利用される方がいるわけでもなく、我が町が近隣市町を宣伝し、延長で阿武町にお寄り頂くことも出来ると思います。

ＷＩＮＷＩＮの精神で、お互いの魅力を発信し、宣伝していけば、山陰方面の旅行ツアーや、山陰にしかできないイベントツアーの一角を担う存在になれると思います。山陰に住む地元住民の視点だけではなく、鳥の眼で、第三者からみた視点に立ち、山陰エリアをマーケットしていく絵を大きく描いていくことが良いかと思います。首長同士が、胸襟を開けば、すぐにでも実行できる案件と思いますので大いに期待したいと思います。

続いて、二つ目の海岸戦略です。海を活かしきれていない。これは、住民

の皆様や町外の方からの多くの意見があることは、執行部もご承知のことと思います。また、周辺部は海岸線でもあり、海と連動して、どう絵を描いていくのか、また、入場の在り方にも工夫が必要であり、入りやすさ、分かりやすさにおいても、独創性で、持続可能な展開を実行する段階にきていることと私は思います。周辺部は、主に海辺です。この海辺の開発は、陸と海がマッチしたロケーションと遊漁事業の糸口となるフィッシングパーク等のレジャースポット、地域住民の遊び場や阿武町３地区の農林水産業体験型宿泊施設の案内所、そして、将来を見通した利便性向上の施設を兼ね揃えた考えが重要です。

利便性向上施設には、自然を活かす機能とは別枠で今や電子商取引、収納決裁、公的証明書発行、ＡＴＭの利用や緊急用品、情報誌の購買に必要なコンビニ、住民の利便性と休憩の目安箱となるセルフスタンド、100歳時代です。高齢者の生き甲斐となる簡易型カラオケボックス、そして地域雇用、地域発展を目的とした既存業者や新たな新規創業者をフル活用し、ツーリングや物流業者、出張移動者等に振る舞える農林漁業がセットになった朝ごはんが気軽に利用できる食堂や、車で移動中に食することが出来る軽食屋台など、道の駅再開発に連動して必要になってくると思います。

終日滞在型の施設としての道の駅を設計していくのであれば、衣・食・住に適応し、そして、地元の方の笑いが増え、健康増進にも寄与することも重要です。温泉、スイミング、カラオケなどは高齢者の肺機能強化等、健康増進には抜群の効果があると言われており、誤嚥性肺炎の予防等、町の健康プログラムや各自治会のいきいきサロンの場所にもなりますし、そこにコミュニテーバスを活用すれば老後も面白さが増すのではないでしょうか。

三つ目に、最後となる陸地戦略です。山陰道や地元生活道の様々な構想を含め、陸地は、道路だけでなく、壮大な山を忘れていないでしょうか。海か

ら見た山、これを四季折々に変色していくなど、短期間では出来ませんが、現実に、中山間地域で阿武町よりも小さな町が、大きな挑戦をしているところもあり、町民の皆様もいくらかはご存知かも知れませんが、素晴らしい景観です。

道の駅は、鹿島を眺めるロケーションには、最高な景色ですが、振り返ると普段当たり前にある山があります。その一つの山を彩り、体験型散策道として山菜なども植栽していく。

これは、道の駅にお越しになられた方だけでなく、漁を終えた漁業者の皆さんの癒し、海上利用者、交通機関を利用された方だけでなく、山を活かした「道の駅発祥地」として伝わるものがあるのではないでしょうか。山という景観をどう彩るか期待したいものです。

そして、最後に、道の駅から灯台まで歩くルートと、釜屋から浜地区の旧北浦街道の町並みを歩き、酒蔵や新しく出来た「あぶの玄関」阿武町暮らし支援センターで、ゆっくりと「あぶ」を満喫して頂く。そのために町道を変色するなど散策ルートに工夫をすれば、道しるべにもなり道の駅阿武町周辺の開発と、４年目となるソフト事業の阿武町版総合戦略がセットで連動し、お互いが相乗効果を生み、新しいまちの賑わいの流れが期待出来るのではないでしょうか。

とにかく、高速道路が出来ても、お寄り頂く魅力をどう今から創るのか。地理的、物理的要因に先立ち、逆算し、今から動き出すことは多くあり、あの時、やっておけば良かったという後悔は政策の一番の失敗となります。

そこで、チェンジ・チャレンジをモットーに掲げた花田町長に質問します。

４年前に道の駅阿武町の周辺整備、清ヶ浜海水浴場、福の里、惣郷の鉄橋など点を線で結び、阿武町の入口から、面にしていくゲートウェイ戦略を提言していますが、未だ、ストップしているところもあります。同時に、熟慮

期間は充分にあったと思います。また、二年目となる花田町長は、エンジンを吹かす時期と思いますが、道の駅阿武町の周辺整備を中心に、私が申し上げた、一つ目の山陰エリア戦略、二つ目の海岸戦略、三つ目の陸地戦略の展開について、町づくり構想はどこまで進み、どのような形で具体化していくのか。内外ともに大きなメッセージとなりますので、打てば響く明快なご答弁をお願いします。以上です。

○議長　ただ今の、５番、小田高正君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　お答えいたします。小田議員からの、ご質問は「道の駅の周辺整備を中心に、阿武町の町づくり構想はどこまで進み、どのような形で具体化していくか」ということで、要旨としては、今後、道の駅周辺の開発を行うにあたり、議員ご指摘の３つの視点で捉えて、戦略として推進してはどうかというご提案であります。

ご案内のとおり、阿武町では平成27年度に阿武町版総合戦略を策定し、“すまい”と“しごと”と、そして“人のつながり”これに的を絞った８つのプロジェクトを「21世紀の暮らし方研究所」、所謂「ラボ」でありますが、ここで模索しながら推進して参りました。

とは言え、これまで所謂“人づくり”、“土俵づくり”でありました、「studio-L」のサポートを受けながら裾野を広げてくることに努力して参ったところでありますが、そうした中で総合戦略も５カ年計画の折り返し、後半戦の４年目となり、いよいよ今年度からは次のステップ、新たに一般社団法人「STAGE」と総合戦略推進業務の委託契約を行い、しごとの創出と地域活性化に向けた有望な事業の可能性について、事業のコーディネートと事業検証、社会実験これに取組むこととしております。

「STAGE」の仕事創出のアプローチと提案は、「道の駅施設へのキャンプサ

イト併設」、「魚や無角和牛の付加価値流通」、「薪の地域内循環と副収入化」、そして「チャレンジの場としての阿武町暮らし支援センターの運営支援」の４項目です。

今年度はまず、これらが実現可能かの事業検証と事業化の判断を行い、これに併せてこれまでの人脈も活かしながら体制の構築と条件整理、そして平行して地域再生計画の認定を申請して、来年度以降、地域再生交付金を活用した事業実施を図って行きたいと考えております。

さて、阿武町にはこれまで所謂観光資源、歴史や人的資源として目立ったものはありませんでしたが、最近のインバウンドの来日客のトレンドも名所・旧跡の観光から、“日本らしさ”や“ありのままの暮らし”、農山漁村の「コトの体験」を求めてきており、それにつられる形で日本人の観光の視点も変わってきています。

阿武町は「選ばれる町」をつくるために、開かれた町、広域連携の推進、活動人口や関係人口の増加、そして新たに循環型社会の構築を目指して町づくりを進めることとしております。

ご指摘のとおり、道の駅阿武町は地理的にも機能的にも阿武町の玄関口、年間来客40万人を超える真にゲートウェイであり、一方、農林水産物、加工品の販売所で、出口でもあります。

私は、昨年５月の町長就任後に、直ちに、萩市、長門市、益田市の各市長を訪問し、北浦連携の重要さを訴えて参りました。

近年、山陰に脚光が当たり、これは兵庫県北部から鳥取、島根、山口までの日本海側ですが、有名な城崎温泉、鳥取砂丘、出雲大社、山陰海岸、津和野、山口県では、角島大橋、元乃隅稲荷神社、俵山温泉、萩の世界遺産など、日本らしい有名な観光資源が数珠つなぎに繋がっております。

阿武町におきましては、海岸線が全域、北長門海岸国定公園に指定され、

海を見ながら走る国道191号線は北長門コバルトラインの愛称でよばれ、またJR山陰本線は牧歌的な赤い鈍行列車が走るほか、昨年から豪華寝台列車トワイライトエクスプレス瑞風が走り、JR西日本のホームページや今年のJR西日本のカレンダーの表紙にはご承知のとおり惣郷川橋梁が使われるなど、代表的な景色となっています。

また、道路網も逐次整備され、大都市圏である福岡市や広島市から車で阿武町まで２時間30分と、これくらいの距離であればドライブにちょうど良いとして、山陰方面の旅行ツアーの可能性は大いにあると思いますし、今後山陰道の進捗と相まって一層有望になって来るものではないかというふうに考えております。

一方で、従来型の貸切バスによる団体客は少数派となり、マイカーやレンタカー、キャンピングカー、バイクや自転車、汽車の利用の増加が想定され、これらに対応した宿泊施設の整備も必要と考えております。

また、北浦エリアには重要な観光施設として、北浦街道豊北、センザキッチン、萩・さんさん三見、萩しーまーと、萩往還、そして阿武町、更には、ゆとりパークたまがわの各道の駅があり、道の駅相互の連携と、海岸部の道の駅では鮮魚を扱うとして都市部から人気があり、特に我が阿武町の道の駅は新鮮で安いとして多くのお客さんで賑わっているところでありますし、温泉を備えた道の駅でもあります。

接客のおもてなしを向上し、宿泊を始めとする機能性と利便性を高めることで、目的地となる大きな可能性も大であるというふうに考えています。

また、これからこの地域の観光の目玉となるのが「萩ジオパーク構想」の「日本ジオパーク」としての認定でもあります。私もこの５月に萩市長と一緒に千葉の幕張メッセでプレゼンテーションを行いましたが、１次審査を通過し、７月末には現地審査があり、私も同行する予定ですが、結果が楽しみ

なところであります。

阿武町の遠岳、これの海岸のモドロ岬を始めとする奇岩や景観は見応えがあるだけではなく、地質的な価値も高く、ジオサイトとしての蘊蓄は大きな集客力があると考えておりまして、私も大いに期待するところであります。

一方、阿武町の道の駅は日本海に面した道の駅であり、そのロケーションは道の駅の発祥を自負する阿武町として全国屈指であると思っておりますが、景観の他に十分生かし切れていないというのもおっしゃるとおりであります。

道の駅下の漁港の堤防では多くの釣り客が現実的に釣りを楽しんでいますが、その機能として法的な規制もありそのままフィッシングパークへの転用、これは難しいところでありますが、もっと海に親しむ、議員ご指摘の「遊漁事業」といったことは漁業者にとってもこれから大変重要なことであろうと思っておりますし、「海の駅」のような機能をもたせることも、他の道の駅と比較して大きな差別化が図られることだと考えておりますので、今後関係者と調整を進めて参りたいというふうに思っております。

また、先ほどの遠岳海岸のジオパーク資源とも連携して、シーカヤックや遊覧船などのアクティビティや観光は大きなコンテンツとなり、清ヶ浜から宇田海岸、尾無漁港、惣郷鉄橋あたりまで見所の海岸線が続いておりまして、陸からも海からも貴重な資源であります。

そして、鳴き砂と水質で評判の高い清ヶ浜海水浴場、遠岳キャンプ場、若者に人気のサーフィンなど、また今年から道の駅下の海浜をスタートし、奈古の町中から筒尾を折り返すスイムランの競技の会場となるなど、スポーツイベントも人を呼ぶイベントとして誘致し振興を図る必要があります。

こうした面からも、道の駅下に宿泊機能が求められておりまして、先に行いました山口銀行のシンクタンクYMZOPが実施したマーケットサウンディングでも事業性があるものとしての提案がありましたが、景観を活かしたキャ

ンプ場やRVパーク、コテージ、トレーラーハウスなどがふさわしいのではないかと考えているところであります。

このほか町内には農家民宿２軒と漁家民宿１軒がありますが、農林漁家民宿はもとより、今後は簡易宿泊所であるゲストハウスや、民泊法の施行を踏まえて民泊の推進を図る必要があると考えているところであります。

そして宿泊施設は阿武町での滞在時間を増やし、ハブ機能を果たすことで、奈古から福賀や宇田郷地区への観光客を送り出す機能を持たせる必要があります。

阿武町で観光を考える場合は、歴史や歴史上の人物ではなく、「阿武町の暮らしを見せる観光」を目指すべきであり、最近の風潮として「コトの消費」、また旅の目的は“人との出会い”と“食”であると考えております。

阿武町には鮮魚を始めとする質の高い農林水産物や加工品、無角和牛等があり、道の駅での買い物は新鮮で安いだけでなく楽しいということも考えなければなりません。

今後は安いだけではなく付加価値を高め、きちんと生産者に還元していく必要もあります。併せて、接客技術の向上や生産者の顔の見える販売も進めていく必要があろうと思っております。

また、町内の農家民宿、漁家民宿には遠いところから田舎らしさを求めてリピーター客がそれぞれ訪れていると聞いておりますが、やはり旅に来ればその土地らしさ、人の暮らしに触れるというのも最大の魅力であると思っております。

そういった意味で、阿武町は海があり山があり川があり、そして里がある。これが大きな魅力であります。陸地戦略として、議員から種々提案がありましたが、道の駅から車で少し足を伸ばせば福賀地区があり、阿武火山群の中心火山で萩ジオパーク構想の有力なジオサイトの、イラオ山があります。山

頂まで林道を整備して展望も良くしたところでありますが、阿武北広域農道工事で出現した大規模な露頭はイラオ火山灰層観察施設として保存され、所謂「龍が通った道」として萩市弥富の畳が淵、小川の龍鱗郷、そして須佐のホルンフェルスなどと結ぶ周遊ルートが期待されます。

また、イラオ林道の起点となる阿武北広域農道の下では既に春の山菜狩り、秋には亀尻山林できのこ狩りのイベントが行われ、都市部から多くのお客さんが来られ、そしてリピーターも多いことから満足度も高いようであります。福の里直売所も施設の拡充に伴い、知名度も上がり、年々売上も増加傾向にあります。

また５月には河野酒造の酒蔵と阿武町暮らし支援センターshiBanoの２拠点を結び「あぶのべっぴん市」というイベントが２日間にわたって開催され、私も両日とも覗いてみましたけども、町内の18の物作りグループが物販と、カフェ、音楽イベントなどを開催され、道の駅に車を停めて400人を超える方が来場され、主催された女性グループの行動力に敬意を表すとともに、そこに魅力があれば人は動くのだなというふうに改めて思ったとことであります。奈古浦地区の所謂「北浦街道」の昭和のたたずまいに空き家活用などを通じて、店舗や拠点を作っていくことは道の駅との連携で大変重要な観光資源になり得るし、しなければならないというふうに感じたところであります。

道の駅から奈古漁港方面、道の駅～浜～北浦街道～河野酒造～阿武町暮らし支援センターshiBano、そして阿武の鶴酒造や角の八代に至るルートも町歩きによる出会いが阿武町の魅力創出になると考えており、拠点の整備と動線の整備を図る必要があると思います。

いずれにしましても今後道の駅を核として、魅力増進のための周辺整備、特に道の駅下の遊休地の整備と海辺の活用、奈古浦地域のエリアリノベーションやチャレンジの後押し、そして清ヶ浜や筒尾、福賀地区や宇田郷地区へ

の導線づくり、SNSの積極的な活用による情報発信と関係人口づくり、そして町の活力増進のためには１次産業の振興を通じた外貨の獲得と地域内消費を通じた支出の減少、持ち出しの減少といった「持続可能な循環型社会の構築」を目指していくことが重要と考えておりまして、選ばれる町づくりになるためには、これらについてしっかりと事業検証を行いながらスピード感を持って強力に推進して参りたいと思っております。

議員各位におかれましても、総合戦略の推進について一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして答弁といたします。

○議長　５番、再質問はありますか。

（５番、小田高正議員「はい」という声あり。）

○議長　５番、小田高正君。

○５番　小田高正　ご答弁ありがとうございました。多岐にわたり、質問も投げかけたんで全部が全部答えられないと思います。ただ、１点ですね。やはり、いろんな複合的な施設を行っていく際に、やっぱり地元の方からの要望というものが、今時の施設もそれが、道の駅周辺にできる、できないとは限りませんけどもですね。そういった、今先ほど簡易型のカラオケボックスとか、言いましたけども、ご健康な高齢者の方もかなり多い。そういったことの配慮というのもですね、これ面白いと思うんですよね。どここに行こうか。て言うたときに、じゃあへたらあそこに行ってみようういね。まあ、時間の有効活用ができる。朝起きてやることがない、今日は暇やね。思う方も中にはいらっしゃると思うんですけども、そういった方の癒やしであるとか、おしゃべりの場ですよね。そういったことも必ず、一緒になってきます。これが、阿武町周辺ですから、道の駅周辺とは限りませんけれども、基本的にはそういったことも頭の中に、片隅に置いておっていただけたらと思います。

それから、道の駅という施設の中に、コンビニとかスタンドとかはちょっ

とそぐわないね。っていう考え方もお持ちかもしれません。ただ、入口戦略としては、考えておかなくちゃいけないんですね。どうしても。その辺については、本当に民間が土台は役場が、行政が作るんですけれども、実際は民間がやるんで、その運用については、継続性もなくちゃいけないんで、非常に難しいことと思いますけども、その辺も若い方はかなりですね、やっぱり要望が多いんで、その辺もちょっと検討材料の一つにしていただけたらと思います。

ちょっと、再質問なんですけども、町長、様々な答弁をしていただきました。６月15日、住宅宿泊事業法、所謂民泊新法が施行されました。これにより道の駅と、阿武町暮らし支援センター等のソフト事業がうまく機能して、運営ができると思います。つまり、３年間一つひとつ温めてきた事業に民泊新法を絡め、阿武のトリプルアクションとして、内外に宣伝できると思いますが、今からどう献立していくかです。そこで農業や遊漁、山菜採りなどをミックスした教育体験を兼ね揃えた、レジャー体験型の宿泊施設の、リノベーションですね。確かに今STAGEさん、新しく業務委託されると言うことなんですけれども、本町においてもそのノウハウの蓄積は担当課長をはじめ、様々なアイディアがあると思います。あくまでも主軸なんでですね。そこの辺については託すていうよりも、わかっとってやらす、ていうレベルでやっておかないといけないと思います。

それから、今言った農業や遊漁、山菜採りなどをミックスした教育体験、これにですね、私思うんですけども農業者と漁業者これに民泊、直接ですねできるような仕組み、講習会等と開いてですね、農業者が直接新しい販路拡大や、その人間関係を作っていく。そういった民泊新法に対応した新しい商売のあり方、これを農業者、漁業者、林業者こういった方を対象としてですね、やられてもキャパが、商売のキャパが阿武町内で良い循環型で生まれて

くるんではないかなとも思います。民泊申請を促す講習会、是非検討していただけたらと思いますけどもどうでしょうか。

昭和時代のようにですね、酒を酌み交わした熱き時代、あれやこれやと町について必死で語ってきた。午前様のような方達も多くいらっしゃった。そういう光景が、今度は地元の方と移住者の方ともう一つは、民泊新法を絡めた新しい三角形の流れというものを、作っていくべきだと思いますし、そこから新しい知恵が出たら、また新しい移住者にも繋がるかもしれないし、新しい阿武町の宣伝をされる方が一人でも増えるんではないかと思います。私はそれが仕組みと思っとります。その辺についてどうかなというふうにも思います。

あとはですね、先ほど申しましたように、マーケティングや事業計画を、事業企画、経営企画をやられた方は、いろいろ察することがあると思うんですけども、誰がやるにしろですね、あくまでも中心的役割とその方向性の伝達は、必ず町です。町でなくてはいけません。阿武町としてですね、地域の主軸機関であることはしっかりと頭にもっておかなくちゃいけないと思います。民間会社で言えば、本部機能ですから。その辺についてはノウハウの委託ではなくて、同時進行でやっぱり本体は、阿武町という性格をきちっとしてもっとかなくちゃいけないんで、その辺についてどう思われているのか。

それから、地域をよくする。よく知ってらっしゃる地元の方ですよね。町の賑わいを作っていくには、あそこのなんかやりよることは、ようわからん。とか、たまに聞きます。阿武町暮らし支援センターというものはある程度認識が深まったと思いますけれども、あれは何をしとるんか。とかという質問ではなくて、事業の見える化というのはそこにあってですね。そこに見える化がどんどんどんどん進めば、ああやっていった方が良いとか、いろんな知恵もいただける。だから必ず住民置き去りではなくて、超巻き込み型でです

ね、一体となってやっていただきたい。

そして何よりもですね、町の賑わいというものは北浦街道だけではなくて、この駅前通にもヒントがあると思うんです。ゲートウエイでいえば。その辺は既存の食堂をやっておられる方、又は今止まっている、商売辞められている旅館とかもありますけれども、そういったリノベーションですね。空き店舗。そういったことの利活用にも、奮起してちょっと計画をもって検討してもらいたいと思うんですけども。相対的に踏まえて町づくりについて、どのように思われているか。再度ちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長　町長。

○町長　再質問で、沢山項目が出ましたので全てについてお答えできるかどうかわかりませんが。冒頭申されましたが、いろんな事業展開をする中で、また新しい定住対策等をする中で、重要なポイントはそれはそれだけで浮き上がってはいけない。最後の質問にも、結局は行き着くわけでありますが、他人は何をしておるのか分からない。或いは町が何をしておるのかわからない。そして、真に新たな、なかなか今までの経験の中で、見たことも聞いたこともないような事業展開をするときには、あれなにしとるやろか。というふうな形もありますし、またよく言われるのに、Iターンの人たちが阿武町に来られたりする。他のところに来られたりするときに、やはり考え方、生まれ育ちが違うわけですから、考え方も違う。ある意味、郷に入れば郷に従えという方もいらっしゃいますが、ただそれだけではIターンは根付かない。お互いの理解が必要だということであります。

そうした中で、私が今言いたいのは何かといいますと、新たな事業展開と既存の地元のいらっしゃる方であったり、或いは事業者であったり、こことはやはり摺り合わせをしていかなくちゃならない。なかなか理解しにくいよ

うな事業展開をするときも、きちっとそれが分かるような説明もしなきゃいけない。そして、重要なポイントは、やはり地元の人たちを大事にしなきゃいけないということであるというふうに思っておりまして、そういう視点から申し上げますと先ほど出ました、作る作らんは別としてですよ、例えば例としてカラオケボックス。地元の人たちが楽しめるような、カラオケボックスも新たな事業展開中に入れてみてはということで、そういう主旨のカラオケボックスであったと思いますが、そういうふうなことで、新たな施設をつくる、或いはいろんな事業を展開する中でもやっぱり地元の方も一緒になって楽しめるもの。地元のためになるもの、も平行して、或いはその中に混ぜ込みながら、やっていくということも必要だなというふうに思っております。

更には、コンビニの話もありましたけども、子ども達、特に何年か前に町づくりに対するアンケートも行ったところでありますが、そのなかでは、一番に出てくるのがですね、そのコンビニという言葉が出てきます。この田舎に育っておる子ども達は、コンビニというのが一つの都会の何か旗印のような、コンビニがあれば都会だというふうな思いを持っておる。これまた事実であるというふうに思います。そのことが道の駅の中に、そぐうがそぐわないか、これは総合的に判断していかなきゃなりませんが、ただ、そういった思いがあるというのはきちっと受け止めて行く必要がある。その中で検証していく必要があるというのは思いますし、私もアンケートを読んだときに、何パーセントの子どもだったかは分かりませんが、相当の数の子どもからコンビニという言葉が出てきました。これがないのが田舎だと。田舎が良い悪いは別としてですね。子ども達は、それに憧れている。そのことも事実でありますから、このことについてはじっくりと考えて行かなくちゃいけないなというふうに思います。

それから、新しい、答弁の中でも申し上げましたが、観光であり、人の観

光的なもののトレンドは、やはり体験型であります。もう名所旧跡へ行くような時代は終わりました。体験型で、本当に地域に根ざして、地域の人たちはどういう生活を、暮らしをしているんだろうか。その中に自分も関わっていきたい。そういう体験もしてみたい。これは日本人だけじゃなくて、インバウンドといわれるその方達も全く同じ、そういうトレンドになってます。これはしっかり受け止めなくちゃならないし、今後我々がそういう観光戦略を構築していくときには、このことをきっちり見据えて、考えて行かなきゃならない。というふうに思っております。

その中では、今までにあった例えば、旅館であったりそれはまたいいと思います。例えばゲストハウスであったりですね、という特別なものでは無くても今までの従来型の、ああ日本の旅館だ。みないたのもこれも悪くはないというふうに思いますが、こういったものも含め、或いは体験型を望んでおられれば、私はジオパーク構想、これはものすごく期待をしておるとこであります。私も実際に、議員も今回最終日には現地踏査をしていただきますけども、奈古浦海岸のモドロ岬のジオパーク構想の中の中核的ジオサイトでありますモドロ岬の海岸の、モドロ岬じゃないですね、沖浦海岸というんですか。筒尾から清ヶ浜方面までの海岸でありますが、この海岸美でありますが、今まではこれを例えばシーカヤック等でご案内する業者さんが町内にいらっしゃいますが海の水綺麗です。海の水は綺麗ですね。ああ面白い岩がありますね。あ穴がありますね、入ってみましょうか。っていうふうな感じでありましたが、私はここにジオパーク構想というものができて、これができたお陰でですね、例えばモドロ岬、皆様方見ていただきますけれども、大きな岩場に丸い水玉模様のような大きな石がはまっておる。そういう景色でありますけれども、これは何千メートルか地下でマグマが２種類の、組成の違うマグマが混ざり合ってできた模様でありまして、あたかもサラダにかけるドレ

ッシング、油と酢のようなものでしょうけど。これを混ぜてパッと見たら水玉模様があります。この状況がそのまま海岸に上がってきた。というふうなことで聞いておりますけれども。こういう蘊蓄が語れるっていうことになるんです。この岩は綺麗ですね、変わっているでしょ、今まではそれでした。入り組んでますね、変わっているでしょ。これ色が違いますよね。という話しでした。今度は、それはこうなんですよ。という蘊蓄、他にもいろいろあるんですよ。同様に色んなものがありますから、そういったものに対してただ見る観光であっても深く蘊蓄が語れる観光であれば、きっとリピーターも出るし、その話しを聞いてまた、行ってみようというふうな方も出るんではないかというふうに思うわけであります。

そして、例えば山であれば、いま遠岳山というのがありますけれども、すぐ近くにですね。その遠岳山に上がれば、大島とか羽島とか萩の６島がですね、眼下に見えるわけであります。そして萩の６島の火山が、普通火山というのは三角錐になってますけど、と思うのが普通の常識ですが、粘性の弱い溶岩でありますから、平べったい。その平べったい、こちらから見れば、横しから見えませんが上から見たらその中に大きな畑がいっぱいあるような景色。私なんかも素晴らしい景色というふうに思いますが、そういったところへ又誘うこともできる。いろんな事業展開が考えられるということで私はこのジオパークというのは、ものすごく期待をしているんです。

そしてそれによって、一つの観光ワンセットの観光として、例えば民泊でも良いし、農家でも漁家でもいいですけども、例えば一泊二日の半日はそういったところへシーカヤックで行って蘊蓄を聞きながら、そういったところへ行く。そして、そこに泊まらせていただく。そして、次の日は、海に行ったから今度は山に行ってみよう。ってイラオ山に登ってみるであるとか、農業体験するであるとか、いろんな事業展開が考えられる、そこに泊まりを含

めた事業展開が考えられるというふうなこともありますから、そういったことを今いろいろと考えているところであります。ですから、いろんな形の宿泊の方法もあるし、民泊法によりまして、年間180日という縛りはあるというふうには思いますが、しかしながら元々ご承知のように、もう随分前になりますがグリーンツーリズムというものが随分と流行りまして、これは農村で余暇を体験して、農漁村のそういう業の理解を得ようというのと、もう一つ別の視点があって、これは副業的、ヨーロッパあたりでは三分の一くらいが副業なんですね。副業となっているんです。農業収入＋αの民宿収入をもって１年間の家庭の収入を賄う。そういうことでグリーンツーリズムというものが一世を風靡したわけでありますが、ここに来てまたそういう民泊法にのってですね、180日間という制限があるなかでもそういったものが展開できれば農家の副収入にもまたなってくる。こういう風なことも考えて行かなきゃならない。というふうに思っておるところであります。

もう二つですけれども、そうした中でですね、私どもその事業展開をどう、あそこの道の駅のところの事業展開するべきかということで、当然のことながら主体は町です。委託業者ではありません。これはstudio-Lさんのときから、職員には重々申しておりますが、どうでしょうかと聞くんじゃないと、自分たちが参加してそのことについて、例えばコメントを求めたり、事例調査をしていただいたり、当然のことであります。で今回いままでの例えば関係人口であったり、素地づくり、去年今までにもう５件ですか、いろんな小さな起業が起こっていますし、また人の繋がりはものすごい形で人が幅広い繋がりができています。皆様方が思っていいらっしゃる以上のものが繋がっているというふうに思っておりまして、今蓄積が、関係人口の蓄積というのはものすごいものができています。この３年間で。ですから、今度は新しい展開。新しい展開のときには私は、今までのstudio-Lさんでは、ちょっと違

うというふうに思ってますから、新たな、今度は事業検証、社会実験、これの段階に今いたっておるわけです。ですからそこについては、やっぱりそれをやっていくのに、やっぱり相応しいところが良いというふうなことで、大変行動力があるし、人脈なり色んなものを持ってらっしゃるSTAGEさんに今回はそれを委託して、もうすでに動き始めています。私もそのスピードの速さにびっくりしておるぐらいですが、素晴らしい行動力がありますから、もちろん主体性はこちらで持ちながら、いろんな形で連携していけたら良いなあというふうに今思っておるところであります。

そういうふうなことで、最後に繰り返しになりますけれども、やはり何をするにしても新たなことと新しいこと、或いは若い人とお年寄りとか。そう言った外からＩターンの方と地元の方とか、そういったふうなことが片方だけに寄ってはいけない。というふうに思いますから、そこは所謂お互いがその形が見える、今自分はどこにいるのか、この町はどこに行こうとしているのか、というふうなことはきちっと皆様方にいろんな折に触れ、そういうふうな意味で私も今こう言っているんですけれども、進めて行けたらというふうに思っております。若干長くなりましたが、答弁を終わります。

○議長　５番、再々質問はありますか。

（５番、小田高正議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、５番、小田高正君。

○５番　小田高正　詳しい説明ありがとうございました。とにかくクロスカップリング、移住者と地元、高齢者と若者、そういったものがソフト事業とハード事業で今道の駅周辺の話しをすることによって、様々な構想が出てくる。その辺について出来る、出来ないというものはあるかもしれませんけども、一つの話題で目玉焼き、４年前に話したんですけども、黄身の部分から白身の部分ですね、そういったようにだんだん広がってきて、バケツの中で

いえば水彩をポトッと落としたら、ブワーッと周りに広がっていく、これが仕組み作りと思うんでその辺は大いに期待したいと思います。

と同時に最後ですけども、新しいことをやるためには防災や災害リスクが考えられるんですけども、その辺については、しっかり考えていただけたらと思いますけれども、別に答弁はいりませんけどもその辺考えておられればお願いします。

○議長　町長。

○町長　（ベル１）考えておるかといわれれば、今考えておるわけではないんですけども、いずれにいたしましても何をするについても、いろんなリスクというのは、もちろん伴ってきますし、その物理的なリスクもありますし、それ以外のリスクもあります。そういったことについては、意を用いながらやっていくことも大事だというふうに思います。以上です。

○議長　これをもって５番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長　次に、３番、市原　旭君。ご登壇ください。

○３番　市原　旭　３番、市原旭です。私は２項目につきまして質問させて頂きます。最初に、「一次産業と直売所の関係について」質問をいたします。

甚だ、先程までの２名の議員さんの質問と被りますので、答弁が重複される部分もあろうかとも思いますけども、何卒よろしくお願いいたします。

現在の農業、特に稲作に特化した農業経営は、大変苦しいものとなっております。私も農事組合法人の経営に係わっておりますが、米価の下落を受け主力であったコシヒカリから比較的反収の望める品種に移行し、経営を維持し耕作放棄地とならぬよう鋭意努力をしているところであります。多くの農事法人や大型農家は、主食米を自己努力し販売するなどされております。従来型の良い物を作ってさえいれば良いといった生産技術だけではなく経営、販売の知識を必要とされています。そう言った意味でも身近な直売所は、不

可欠です。

また、町では、特産品開発支援補助事業を行っていますがその販路としても直売所は、重要だと思います。私の所属しております法人では、女性部が自前の原料でお餅やお寿司と言った加工製造を行い、小規模ながら農産物等の直売所も所有し６次産業化をしております。そもそもこの福の里が直売所の経営を始めたのは、大型機械のオペや、重労働が困難な女性や、高齢者に農業の歓びを持ち続けて欲しいという思いからでした。

農業の歓びとは、すなわち植物の生長を見る歓び、収穫する歓び、そして販売し対価を得る歓びであろうと思います。町民の中には稲作は法人に任せて、果樹や野菜を主に栽培をされている方、又は稲作は機械更新等の経済的な理由、高齢であるからとあきらめておられる農家もあろうと思います。そのような方だがでも、野菜を栽培されている方は大変多く、観点でも道の駅「阿武町」は、町民にとって大変重要な農水産物直売所であると思います。

以前、訳あって福の里は、道の駅との加工品の取引を休んでいた時期があります。間に経済課が入ってくれましたが、返答は、「経営自体は、あぶクリエーションが主体であり詳細について即答出来ない」とのことでした。外部におりますと道の駅阿武町は、阿武町が経営してるという理解でしたので大変不思議に思いました。その時は、途絶えたままでしたが、昨年秋、新たな支配人を迎え、以前の様に阿武町の地物を重要視しイベントも積極的に取り込んで行きたいとの意向を伺い、お陰で加工品の取引も再開し今後さらに阿武町のための直売所を極めて頂けそうだと感じていたので安心しておりましたが、今回一身上の都合とは、伺いましたけれども退職されたとのこと、残念でなりません。

人事等について口を挟むことは適当ではありませんが、中野副町長を中心にご苦労は大変多い状況ではありますが、後がない位の気持ちで体制構築に

望んでいただきたいと思います。

先程地域の連携を持ち、これからも新しい気持ちでというような答弁も頂き、大変安心しております。豊かで美味しい阿武の産物が道の駅を通じ発信され、さらに口コミで広がり今後、新鮮な魚、海産物、野菜、お米、地酒、季節のフルーツ、無角和牛など、特産品を堪能しながら、温泉、日本海に沈む夕日などの商材がある阿武町をゆっくり楽しめ視察研修出来る場と簡易的な宿泊出来る施設の構築を行い、阿武町ファンの拡充を図っていただきたく、経済課または、まちづくり推進課で検討していただきたいと考えております。町長のご見解を求めます。

○議長　ただ今の、３番、市原　旭君の１項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　一次産業と直売所の関係についてのご質問であります。阿武町の農業は、議員ご指摘のように、稲作を中心とした営農が主流であり、福賀地区では、平成９年度の農事組合法人うもれ木の郷の設立を皮切りに、４つの農事組合法人の設立によって、地域の農地、農業、ひいては地域作りを担っていただいているところであります。

こうした中で、平成26年の米価の急落を機に、主流でありましたコシヒカリから、経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金の対象であります、大豆、飼料用作物、ホールクロップサイレージ稲、飼料用米への移行が進む一方で、近年の酒造ブームに載りまして、水稲としては高価格が見込まれますところの、酒造好適米であります山田錦の作付けも盛んに進められるなど、法人の経営には大変なご労苦があるものと察する次第であります。

また、栽培はもとより、販売につきましても、大変努力をされておりまして、福の里で称するならば、小次郎米のコシヒカリや福の恵はぜ掛け米等、作物のブランド力を高めることにも、傾注されているところであります。

また、福の里ではモチ米の栽培も相当な面積において手がけられておられまして、議員ご発言のように、女性や高齢者にとっての収穫の喜びを分かち合うために、モチ米を利用した、おかき、おこわ、杵つき餅の製造、販売は、農事組合法人における六次産業化の先駆けでありまして、平成18年度に加工場を建設の後、翌19年５月には、直売所において、地域の特産品などを販売するシステムを構築されたところであります。

このような活動を見せていただく中で、私といたしましては、福の里直売所は、国道315号沿いに立地している状況から、国土交通省の認定こそ無いものの、福賀地区における立派な所謂「道の駅」の役割を果たしていると認識をしているところであり、町といたしましても、おおいにＰＲをしているところであります。

ここで、「道の駅阿武町」と「福の里直売所」が担わなくてはならない重要な役割といたしましては、町内の各所で栽培や製造をされた特産品を、それぞれの店舗で宣伝、販売することであり、「道の駅阿武町」では、野菜や米はもちろんでありますが、福の里加工場で製造されました、かき餅や杵つき餅などの販売を、そしてまた、「福の里直売所」では、鮮魚や海産物加工品の販売をしていただくことが、最良な立ち位置としてお互いに理解するものであるというふうに思っております。

現在、「福の里直売所」では、鮮魚は別ルートから仕入れられ、販売をされているところでありますが、将来的には、「道の駅阿武町」で、豊富に水揚げされる鮮魚等を利用した「海産物加工」を行い、その商材の取扱もお願いできればと、考えているものであります。

現在、「福の里直売所」と「道の駅阿武町」は、退職をいたしましたが、10月に採用した支配人が間を取り持って、現時点では取引を再開しているとのことでありますが、今後におきましても良い関係を保ちながら、お互いの商

品を、お互いの店舗で引き続き取り扱ってほしいと願っております。

なお、「道の駅阿武町」の運営体制につきましては、先ほどの清水議員の「これからの「道の駅阿武町」の、Ｖ字展開について」のご質問の中でもお答えしておりますが、しっかりとした責任者が採用されるまでは、現在の体制をとって、社長であります副町長と経済課が全面的にバックアップしながら、展開していくというように指示をしているところであります。

最後に、阿武町をのんびり楽しめる視察研修できる場と、簡易的な宿泊ができる施設の構築をということでありますが、先ほどの小田議員の質問の中でもお答えしておりますが、これらを軸に、阿武町のファンの獲得にも力を入れてまいりたいと考えているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長　３番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（３番、市原　旭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、３番、市原　旭君。

○３番　市原　旭　はい。再質問ではございませんけども、一言述べさせていただきます。先ほども町長からもありましたように福の里直売所では、細々ではありますけども、何とか前向きに経営を進めさせていただいております。これも宇田郷の新鮮な魚、海産物をはじめ地域の有志の方々、社会福祉法人ＥＧＦをはじめ、ありとあらゆるネットワークを駆使しております。

阿武町では、安心安全にこだわった職人堅気な農家も多くいらっしゃいます。そんな皆さんの心意気の詰まった生産物をお店の顔にしていただける、これが阿武町だといわれるような店舗づくりを期待しております。もう１項目ございますので、答弁は求めません。ありがとうございます。

○議長　以上で、１項目目の質問を終わります。続いて２項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○３番　市原　旭　続きまして、イージス・アショアについて質問させていただきます。６月１日防衛政務官が県庁を訪れ、萩市の陸上自衛隊むつみ演習場など国内２カ所へ導入を目指す、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備先候補地となったことを正式に伝えました。

この中で防衛政務官は「北朝鮮が弾道ミサイルを実戦配備している状況は変わっていない。国民の生命財産を守るために配備が必要だ」と必要性を強調したうえ、「萩市にある演習場は地形などから配備の条件を満たしている」と述べ、理解を求めた。と伝えられています。町長も同席であったとの事ですが、この時の、率直なご意見をお伺いいたします。

村岡知事は「すでに地元では不安が高まっており、国に丁寧な説明を求めて、住民の理解を得ながら進めることが重要だ。政務官からは『地元の理解なくしては進められない』という発言があり、これをしっかり守って進めてほしい」と意見を述べられたとされています。

その後、６月８日に阿武町と萩市で防衛省に対して照会文書を提出。９項目の照会を行い15日に国から回答、17日に福賀地区のうそんセンターにて地元説明会。立て続けに19日に、議会への説明会という流れ「しっかりと丁寧に」と言われていたはずが、非常に急ぎ足で事が進んで行きました。

町長も福賀地区の説明会で照会文書の回答については、出張先から帰京したばかりで熟読出来ていないと言われておられました。事の重大さからも拙速過ぎて、説明会会場で意見としてあった様に説明会を行いましたという事実作りだと言われても仕方がないと率直に思いました。

この件が報道されて一番懸念していたのは、この件で地域住民とは、阿武町も含まれているのかと言う非常に基本的な歯がゆい疑念でした。ですから福賀地区の説明会は、大変よかったと思います。ですが内容においては、住民の不安を払拭するどころか全体に曖昧な答弁が多く不安を助長したように

感じます。町長は、どのように感じられたか率直なご意見をお願いいたします。

住民の中には、地域振興、移住定住の足かせになるといった意見や、何よりも今生活している住民の健康に対する不安です。近距離であれば電磁波の影響があるとの意見もあり、その範囲には小学校・保育園、建設中の高齢者施設もあります。なによりも心配する事として、わずかな距離に長い月日をかけてゼロから築いてこられた牛舎や農地があります。風評被害への対策も含めて、十分に配慮されるべきだと考えます。

「配備がいやならここから出て行けばよい」とか「どうせ何を言っても強引に配備されるいや」といった消極的な肯定意見は耳にしても、多くの住民の声は不安と不満の否定的意見ばかりです。

これまで地道に「選ばれる町づくり」を推し進めている小さな町には、あまりにも大きなリスクだと思いますが、町長は、どのように考えておられるか伺います。

○議長　ただ今の、３番、市原　旭君の２項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　イージス・アショアについての質問でありますが、答弁に先立って町民の皆様にも知って頂くために、若干これまでの経緯についてご説明を申し上げます。

近年の北朝鮮情勢等を受けて、新たなＢＭＤ弾道ミサイル防衛システムの一貫として、地上配備型イージスシステム、所謂イージス・アショアでありますが、これ２基の導入が決定されました。このイージス・アショアは飛来する弾道ミサイルをレーダーで捕捉、探知、追尾して迎撃ミサイルを発射して大気圏外で打ち落とすということで、構成としては高性能なレーダーと、ソフトウエア、そして迎撃ミサイル及びこれの垂直発射装置、全体のシステ

ムのことを言いますが、現在はこれを護衛艦等の艦艇に搭載した、所謂イージス艦でありますが、これが日本には６隻あるそうでありまして、今後更に２隻を増設するというふうに聞いておりますが、このシステムを地上に固定的に配備するというものであります。そしてこの件につきましては、昨年11月中旬の新聞報道等によって秋田県秋田市新屋演習場と、萩市むつみ演習場が配備の候補地となった旨の報道があったところでありますが、県を通じて照会をしたところ、むつみ演習場は候補地の一つとして考えている旨の回答があり、正式に候補地とする場合には改めて申し入れるとのことであったわけであります。

こうした中、正式な通知がないままに報道等が先行する状態が続いたところでありますが、今年５月に入り候補地とするべく日程調整の打診があり、そして去る６月１日に、話がありましたように大野防衛大臣政務官が来県され県庁において村岡知事、そして藤道萩市長、そして私、そしてそれぞれの議長に対して政務官からイージス・アショアの導入について陸上自衛隊むつみ演習場を正式な配備候補地とし、配備に係る適地調査をしたい旨の説明があったところであります。ちなみにむつみ演習場の大部分は萩市むつみ地域に存するわけでありますが、演習場の進入路、これを阿武町が国に貸し付けておりまして、これも演習場の進入路も含めて、演習場の厚生施設の一部でありますので阿武町は直接的な当事者となるところであります。

そして、私はある意味、阿武町がこの進入路がある事によって直接的な当事者になったということにつきましては、ある意味では良かったと思っておりまして、もし、これが無かったら直接の施設用地でないということで宇生賀の集落や牧場等が近接しているにもかかわらず、あくまでも周辺地域ということで当事者ではなくて、もしかしたら何の話もなく蚊帳の外の状態で事態が進んでいたかもしれないと思っておりまして、そういった意味で当事者

として意見が言える立場にあることは、ある意味では良かったというふうに思っておりまして、しっかりともの申したいというふうに思っております。

こうした中、重要なことはレーダー照射や迎撃ミサイルの発射方向が当然ながら迎撃する方向、北朝鮮方向でありまして或いは大陸側ということになりますが、つまり北西方向と言われておりまして、この方向には真に数百メートルのところに宇生賀の集落、そして３キロメートル程度のところには福田の集落や学校などの公共施設、更にはすぐ近くには町民が寝泊まりしています牧場がありまして、更には十数キロメートル先には奈古地区や宇田郷地区が存在しておるというわけでありまして、阿武町全体が最も危険性の高い地域に入っているというわけであります。

こうした中、１日には先程申しましたように大野政務官から候補地に選定したことに対する説明があり、その際には知事、萩市長、私も色々と懸念する事項について多くの項目について説明を求めると共に意見を申し上げたわけでありますが、当日は限られた時間の中で説明や質疑応答でもありまして、私たち自身が十分な理解や納得に至らなかった。或いは説明が曖昧で不十分な部分が多くあるとの感想を持ったというのが正直なところであります。

そして、知事及び萩市長そして私で協議し、説明が不十分な点、不明な点、具体性に欠ける点、更には追加説明を求める事項等を摺り合わせをしてこれを取り纏めて小野寺防衛大臣宛てに文書をもって回答するよう照会文書を作成して、去る６月８日に山口県の総務部次長、萩市副市長、阿武町の副町長の３人を広島の中国四国防衛局に派遣して文章を手渡したところであります。

内容については、議員各位に既にその写しをお届けしておりますが、町民各位にもお知らせするためにあえてこの場で、内容を申し上げさせて頂きますと、まず、これは１日の県庁でも我々各首長から重ね重ね申し上げたことでありますが、照会文書の冒頭に書きましたけども調査の開始に先立ち地元

説明会を開催し、住民の理解が得られるよう詳細且つ丁寧な説明を行うことを重ね重ね要請いたしました。そして、個別項目として今から申し上げます九つの項目について更に具体性のある説明を求めると共に、今後更に説明を求めたい事項が生じた場合は再度照会させて頂くことがある旨を通告いたしました。

それでは、九つの具体的な照会事項を申し上げます。一つ目は、イージス・アショアの配備候補地の選定基準はどうなっておるのか。二つ目は、その選定基準に当てはめた場合、数ある演習場等の中で全国的にそういった物が700箇所くらいあるとお聞きしておりますが、むつみ演習場が最適地とされる具体的な根拠は何か。三つ目は、北朝鮮を巡る諸情勢の変化等によって、配備計画が見直される可能性はあるのか。四つ目は、イージス・アショアのレーダーの電磁波が住民の健康や畜産業へ被害を与えないとする説明があったわけですが、その説明の科学的且つ客観的な根拠は何か。そして周辺における住民生活や経済活動への影響、更にはドクターヘリやドローン等の飛行に関する制約はどうなっているのか。五つ目は、ボーリング調査が地下水源に影響を及ぼさない、そのための具体的な実施方法はどうするのか。六つ目は、イージス・アショアは場所が固定しているためにミサイル攻撃等の標的、或いはテロや破壊工作の対象となる可能性があると思われるがどうなのか。そして、これらへの対策やその実施に伴う住民生活への具体的な影響はどうなるのか。七つ目は、萩ジオパーク構想におけるジオサイトへの保全等への配慮はどう考えるのか。八つ目は、適地調査の結果、不適であるとなった場合、候補地を変更するのか。九つ目は、これは事務的事項でありますが、こういった説明会を開催するにあたっては、県や地元市町と開催手順の確認をしてください。いうことでありまして、そして、これに対する小野寺防衛大臣殿の回答が、去る15日の夜に届いたところでありまして、これも既に皆様方に

は写しをお渡ししているとおりであります。

そして、最初の住民説明会が17日の午後７時から、ご承知のように福賀の阿武町のうそんセンターで開催され、同様の住民説明会は翌18日の同じく午後７時からむつみのコミュニティーセンターで、そして19日には午後７時からサンライフ萩で開催され、更にはそれぞれの議会につきましては、これもご承知のように18日に萩市議会、19日に阿武町議会と説明がなされたところであります。

こうした中で、私の感想はということでありますが、まず、基本的にこういったことが常に日程を含めて、なぜ当事者である私たちに伝わる前に、報道が先行するのかということがあります。防衛省あたりのマスコミの取材等によってそういった情報が流れるのでしょうが、如何なものかなと言う思いは強くあります。

ご質問に沿った答弁にならないかもしれませんが、私の現時点の率直な思いを述べさせて頂きますと、無論、外交、防衛施策は国の専権事項であります。したがってイージス・アショアの導入を国が決めたとこについて、私がとやかく言う立場にはないというふうに思っております。しかしながら、一方で私は阿武町の町長であり、住民の安全安心延いては健康、幸福の確保は私の首長としての最大の使命であり、責務であります。このことは揺るぎないものであります。こうした中、１日の政務官の説明、私たちとのやりとり、更に８日に提出した９項目の疑義に対し15日付で受け取った回答書、更には17日に福賀であった住民説明会の質疑の内容、それから萩市であった２回の住民説明会や議会説明にも、これにも私は職員を派遣して、内容を記録させておりますが、そして、一昨日の議会説明、これも含めてとても住民の理解を得たという段階ではない、むしろ不安や不信が増大したとの思いであります。私は、特に防衛省に対し再三肇から申し上げておりますが、説明にあた

っては、具体的且つ科学的、論理的な説明を求めているわけでありますが、議員も感じられたともいますけども、多分に具体性、科学性に欠け、情緒的な説明が多くこのような説明では、私も含め住民が納得出来る説明とはなっていない、と思うのが素直な感想であります。そして何よりも、住民と国側の立ち位置の大きなギャップを感じておりまして、住民側は適地調査に入る前には、色々出されている不安要素の明確な説明や不安の払拭が前提であると言うスタンスでありますが、国は不安要素は適地調査をしっかりして説明すると言うスタンスだと感じられます。当然ながら、調査しなければ分からない事項もありますが、ルーマニアでは既に運用され、ハワイでは試験施設がある訳でもありますので、適地調査を実施する以前に分かっている、或いは当然分かっていなければならない、適地調査の前提として明確にしておかなければならない事項もあるはずであります。そこら辺が大変ファジーと言わざるを得ませんし、大きな意識のギャップでありますし、現時点で適地調査に着手するとするならば、国がいくら否定してもむつみ演習場への配備ありきで事が進められようとしていると言わざるを得ません。

従って、私といたしましては、今後今申し上げましたことや，これまでの文書での質疑のやりとり、或いは住民説明会、議会での説明会の状況を踏まえた中でその報告されます議事録等もしっかりと読み込み、また県や萩市とも協議しながら、そして当然の事ながら議員の皆様方とも協議しながら、今後も慎重に、これに対しては対応して参りたいと思っております。以上でございます。

○議長　３番、再質問ありますか。

（３番　市原旭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、３番、市原　旭君。

○３番　市原　旭　率直なご答弁ありがとうございました。首長としての責

任は重大であるという認識をしていただきました。本当にありがとうございます。報道によりますと萩市の藤道市長は、納得していないものを受け入れるつもりはない。と受け入れを拒否したということを書かれておりました。

その後、副市長は、防衛省が夏以降に行う現地調査については住民の理解を得るために必要な調査と認識し受け止めた、と一定の理解を示し、また、その後、藤道市長は、調査の内容などについて事前に文書などの説明や、説明会の開催を求めたいとも話したというふうに報道されております。

今後阿武町は、萩市と同調して連携していくおつもりなのか、それともあくまでも阿武町独自の立ち位置で居るおつもりなのか。お聞かせください。いずれにしろ国の施策、国防、国民の安心安全に関わる難しい判断となります。慎重かつ丁寧に町民の声も重視しながら、進めていただきたく存じます。

これからの進め方、萩市との連携について答弁を求めます。

○議長　町長。

○町長　萩市で、市長及び副市長が答弁されたことの内容でありますが、ポイントは先ほど申しましたように、適地調査に入ることの前提が皆さんの疑念の払拭であるのか。入って色んなことを調べて疑念を払拭する説明をするのか。そのポイントにあるというふうに思っております。

その意味では萩市の副市長さんは、という調査の中で、そう言った疑念について説明がされるという、とこでありますからそういったことも含めていろいろ調査がされるということでありますから、そういったことも含めていろいろ調査をしてください。と、いうことであるというふうに理解いたしますが、私は阿武町の少なくとも阿武町の町民の皆様方の住民説明会の状況、或いは一昨日の議員の皆さん方のやり取りの状況、そして私の思いも含めて言いますが、調査に入る前にきっちりとそこの払拭をしてください。

こういったことにつきましては、憶測でものを言ってはいけないかもしれ

ませんが、往々にしてその調査に既に入ってしまったら、多くの場合、過去の例として、もう後には引かれない。覆ることは大変、過去の例としてですよ、難しかったことが多いというふうに私は認識しております。

ですから、入るというのであれば、入る前にきちっと皆さんの不安を払拭してください。ということが言いたかった訳でありまして、その意味では若干温度差があるのかな。というふうに思っておりまして、私はやはりここは主張していかなくてはならない、ポイントだな。ということを思いましたので先ほど温度差がありますよ。と、住民の側と国側の間に立ち位置が違う。住民側は調査に入る前にいろんな不安を払拭してください。と言っておる。方や国は、そう言った不安も含めて調査をしてお答えする。払拭する。随分違いますね。そこでありますが、現時点で私といたしましては、最初に言った方の立場である。というふうに申し上げておきたいというふうに思います。

そして、当然のことながら、同じ地域、この地域に住む我々でありますから、可能な限り、萩市さんと連携をとりながらやっていく、対応していく。これは当然のことであるというふうに思っております。以上です。

○議長　３番、再々質問ありますか。

（３番　市原旭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、３番、市原　旭君。

○３番　市原　旭　ありがとうございました。阿武町と申しましても、奈古地区、宇田郷地区とは地理的なものも含め、明らかな距離感があると思います。不安を共有することは正直難しいかもしれません。福賀地区はまさに地元であり、それだけに当事者の不安は相当なものです。防衛省の方も、慎重かつ丁寧な説明を今後も続けていくということでございました。

町長にはこれからも、紳士的で凛とした姿勢でリーダーシップを発揮していただきたいと望みます。よろしくお願いします。

○議長　町長。

○町長　もちろんそのように、努めてまいりますが、これも先ほどちょっと申しましたけれども、弾道ミサイルにつきましては私の見解としましては、レーダーの電磁波の問題ももちろんあるわけでありますが、本当に有事が起こったときに発射される迎撃ミサイルが、発射されるわけですね現実にあれば、ということでありまして、その発射方向は北西方向、そして北西方向には宇生賀の盆地があり、北西方向にはですね、方向じゃなくてある程度の開度をもってやりますけども、あと仰角がなんぼかってのもあるでしょうけども、福田もあるし、３キロメートル位のところには福田があるわけですよね、そしてその延長線上には奈古も宇田郷も入るんですよ。真に北西方向に。ですから奈古、宇田郷の方はですね他所のことじゃあないんです。で、ましてその迎撃ミサイルたるものが、完全に、それはあくまでもロケットでありますから、皆様方テレビや何やらでいろいろなことで見ることもあると思いますが、ロケットがそこの発射前に爆発する、発射してすぐ爆発する。とかあらぬ方向へ飛んでいく。そんな模様はいろいろなテレビとかで見ることがあるんじゃないでしょうか。そうするとですね、奈古や宇田側の方も私のことじゃ無い、と言う話しにはならないわけでありまして、ある意味同じことだというふうに私は思います。

ですから、そう言った意味も含めて私は、阿武町の町長として、きちっとそこの意味も含めた中で、問いただすべきものは問いただしていかなきゃならない。というふうな思いをしているところであります。以上です。

○議長　以上で３番、市原　旭君の一般質問を終わります。

○議長　ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時25分から開始します。

休　　憩　　12時21分

再　　開　　13時22分

○議長　お揃いなので休憩を閉じて、一般質問を続行します。

○議長　それでは次に、２番、伊藤敬久君ご登壇ください。

○２番　伊藤敬久　皆さん、午後の質問時間大変ご苦労さんでございます。２番、伊藤敬久が、町づくり懇談会について質問をしますので、よろしくお願いします。

花田町長は、午前中の挨拶の中で町民に寄り添った町政を進めて行くというふうに申されました。それで、１月18日から宇田浦自治会から始まりまして、町内13会場で「町づくり懇談会」を開催されたところであります。町長をはじめ執行部の皆さん、町づくり懇談会大変お疲れまでした。私も何か所か傍聴させていただきました。

そこでの意見を聞きますと、数多くの意見要望が出されていたところです。自治会の統合、漁業者の高齢化、漁業資源の活用、猿等による農作物被害対策、空き家の廃屋の取扱、公営バスの運行充実等交通対策、町道･生活道の整備要望が多く出されました。特に要望や意見の多かった、町道･生活道の整備要望がありました。その中で、町長は職員も少ない中町道の整備等については整備場所･内容を担当課に上げて欲しいというふうに言われ、「打てば響く･即対応･即実行」で進めて行くと言われました。特に、宇田郷地区の統合４自治会が出しております、町道・生活道等の改善要望については、重く受け止めていると回答されています。

そこで、お聞きします。この重く受け止めているということはどのようなことかを含め、「町づくり懇談会」の開催をされた感想とその意見要望等を町政にどのように反映されるのか町長の所見を求め、質問いたします。

○議長　ただ今の、２番、伊藤敬久君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　お答えいたします。「町づくり懇談会について」でありますが、これにつきましては阿武町が単独行政を選択した平成17年度から毎年開催されてきたところであり、町内３地区の多目的ホール等を会場に開催いたしましたが、２時間の枠の中で冒頭のスライドを使って町政の現状なり、施策の概要、財政の説明、そしてその後１時間くらいかけてご質問やご提言に答えてきたというのが従来のやり方でありますが、対話としての時間が十分に取れないということと、会場レイアウト上の都合上、どうしても対面式になりますし、参加される方からも大勢の前ではなかなかしゃべりにくい、また特定の方に発言が偏るような反省点が言われておったところであります。私が町長に就任してどういった形でこの懇談会を行うのが良いか、課長会議の中で検討をしてほしいということで、検討させたわけであります。

そうした中で、新たなアイデアとして町内３地区をちょうど運動会のチーム分け程度の４ないし５箇所、そしてまずは自治会の役員さんを対象に、自治会内の課題解決やまちづくり全般について話し合ってみてはどうか、と言うことでありましたので、それでは、今年は試しにそれでやってみようと言うことで、名前も私のモットーであります、「打てば響く！」を冠にして「打てば響く！地域に寄り添う懇談会」というふうなネーミングをつけて、奈古地区で５箇所、福賀地区で４箇所、宇田郷地区で４箇所、合わせてまして13箇所でありますがやりまして、１回目が、１月の18日に宇田浦自治会を皮切りに、先日の６月18日まで、このときは福賀下グループまでで５箇月間に渡りきめ細かに実施してきたところであります。

そうした中で、まず始めに、「宇田郷地区の４自治会による要望について、重く受け止めているというのはどういうことか」というふうなことでありま

すが、宇田郷地区については平成21年度と22年度の２年間で、当初12あった集落を先駆的に４自治会に再編統合されまして、積極的な自治会活動がされるとともに、今回のまちづくり懇談会もこの４自治会ごとに実施をさせて頂きました。

宇田郷地区の４自治会が毎年、合同で内容を吟味され、プライオリティを付けた中で、優先順位をつけた中で連名で道路や河川等に対する要望書を提出されておりますし、回答もさせて頂いておるところであります。

私といたしましても４自治会の連名による、それもプライオリティーをつけた要望でありますからこれを重く受け止めており、担当課に指示をし、現地を確認させた後、緊急性があるのかないのか、事業費はどれくらいかかるのか内容を検討させ文書で回答させて頂いているところであります。

町としても予算の限りがありますので、要望内容を全て早急に対応することはできませんが、他の地区の要望のことも考えなければなりませんけども、今申しましたように、宇田郷地区においては４自治会の内容を、それを地域内で全部吟味された上で、優先順位を付けて連名によって要望されているところでありますから、そのことはやはり思いと思っておりまして、出来るだけ予算に反映させたいと思っておりますし、積み残しにつきましても少しずつではありますが、継続、対応させて頂きたいと思っております。その意味での「重く受け止める」ということであります。

次に、「町づくり懇談会」の感想と、町政への反映についてのご質問でありますが、今回の懇談会は執行部は私を含めて３役と全課長と支所長、自治会の方も３役と女性代表等の方が全部で４、５人規模で出席して頂いて、胸襟を開いて闊達かつ有意義な懇談ができたというふうに思っております。

一方で、宇田郷地区は自治会単位で実施しましたので３役以外からも幅広い方が参加されましたが、他の所では参加者が限られ、個人的な意見や提言

の機会がないなどの反省点のもあるわけであります。

ただ、平成28年度には、これが実施されませんでしたので平成27年度との比較になりますが、どういった状況であったかということでありますが、平成27年度の例を挙げてみますと、全体で３箇所、合計で発言された方は19人で項目は30項目で、30箇所でですね。19人で30項目であったわけでありますが、今回のまちづくり懇談会では全部で発言者は99人、項目も185項目になるなど、やはり小さな会場で、自治会を含めた身近な題材ということで積極的な話し合いができ、建設的なご意見、或いは提言は私たちも大いに参考になったところでありましたし、それこそ出来ることについては則実行、要点をまとめた議事録は自治会に返し、共有化を図るとともに、議事録についてはまとめた形で、今後議員の皆様とも共有をしていきたいと考えておるところでございます。

次回は、今回の反省も踏まえつつ、それでも以前のような形には戻らないとは思いますが、多様な意見がくみ取れるような工夫を図りながら実施をして参りたいと思っておりますが、一所に多くの人数を集めてということはあまり芳しくないなというふうな実感であります。

また、今回はみどり保育園の若い保護者のみなさんとタウンミーティングのような形で、意見を伺う場も設けまして、多くのお母さん方との話もさせていただきました。これも大変参考になりましたし、日程の都合で実施には至りませんでしたけども小中学校の保護者の方にもこのことについて投げかけたところでありますが、現実には実施できませんでした。大変残念に思っております。

この他、町内各団体の総会等に行った場合は、出来るだけ中座せずに、メンバーの皆さんからお話を伺ったり、対話に努めて参ったつもりではあります。そしてそれらの結果は、打てば響く！即時対応、則実行のキャッチフレ

ーズのもとに、出来ることは速やかに、出来ないこと或いは時間がかかることはその理由をきちっと示し、そして皆さんの意見を大切な施策として実現して参りたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。以上で答弁を終わります。

○議長　２番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（２番　伊藤敬久議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、２番、伊藤敬久君。

○２番　伊藤敬久　今、町長は今回の懇談会で宇田郷地区は一般の住民も入った懇談会をしたけど、他の地区ではですね、自治会の役員のみで終わったというふうに話されました。私も、何度か傍聴させて頂きまして宇田郷地区とはちょっと違うなというふうに感じております。今回の町づくり懇談会の反省をしっかりして頂きまして、町民のいろんな意見が出たかと思いますから、それをしっかり踏まえて行政に反映して頂いたらと思いますので、よろしくお願いいたします。回答はいりません。以上で終わります。

○議長　執行部、何かありますか。

○町長　宇田郷地区につきましてはですね、これがまたなかなか受け止め方が違っておりまして、宇田郷地区は自治会４つしかありませんから、一つであれば役員の方わずかしかいらっしゃいませんけども、そういうふうなことも含めて多分自治会の方でいろいろ役員以外の方も、どうぞ、どうぞと言われたんじゃないかというふうに思っておりますけども、私どもから自治会の方へご案内した文書は同じでありまして、一般の方も、役員は基本としますけども一般の方も同席されても良いですよというご案内はしているんけども、そこの受け止め方がですね自治会長さん当たりの受け止め方が違って、宇田郷についてはわずかな人しかいらっしゃらないんで、他の人もということで声をかけられたんじゃないかと、他のところは１箇所で４つか５つくらいの

自治会の役員の方がいらっしゃいますんで、そこでもうその会場は満杯になるんでですね、こちらとしてはその他の方もいいですよと言ったんです。この前も福賀下では、その他の役員じゃない方もいらっしゃったんですけど、受け止め方で出すねそういうこともあったというふうに思いますから、私どもも役員以外の方も、色々思いを持っていらっしゃる方は出られれば良いのになというふうに思ったわけでありますが、そこのところは若干の齟齬があるというふうに思いますから、今後またご案内の仕方もですね、いろんな方が出られるようなご案内の仕方も工夫する必要があるかなというふうに思います。以上です。

○議長　いいですか。

（２番　伊藤敬久議員「いいです」という声あり。）

○議長　これを以て２番、伊藤敬久君の一般質問を終わります。

○議長　以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は、全て終了しました。

日程第4　議案第1号から日程第9　議案第6号を一括上程

○議長　日程第４、議案第１号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、から日程第９、議案第６号、阿武町道路条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

まず、議案第１号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○町づくり推進課長　議案書１ページをお願いします。議案第１号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、をご説明いたします。

本件につきましては、平成30年度以降に予定する事業の内、過疎対策事業債

の起債予定の事業につきまして、これの対象にするには「阿武町過疎地域自立促進計画」に追加掲載する必要があるため、計画の一部を変更することについて議会の議決を求めるものです。

２ページと３ページの新旧対照表の追加又は変更部分にアンダーラインをしておりますのでご一緒にご覧いただきたいと思います。

内容としましては、過疎計画の別表、事業計画の表中に事業の追加及び変更を加えるもので、まず、本文２項、別表１の「産業の振興」の（１）「基盤整備」水産業の事業、「海岸機能診断事業」を削り、同表中１の「産業の振興」の（９）「過疎地域自立促進特別事業」を追加するものです。

これは、漁港海岸施設の長寿命化を図り、施設の更新コストの平準化・縮減を図るため、「漁港海岸施設を機能診断し長寿命化計画を策定する」ことについて、当初「基盤整備」の項目に掲載していましたが、計画策定はソフト事業になるため、「過疎地域自立促進特別事業」に変更するものです。

次に、本文７項、別表６の「教育の振興」の（１）「学校教育関連施設」校舎の事業の内容に「阿武小学校特別支援教室増築事業」を追加するものです。これは、阿武小学校の支援対象児童の増員による教室の確保のため、「特別支援教室の増築事業」を実施するもので、今回、新たに過疎計画に搭載し、財源に過疎債を充当するための追加です。以上で、説明を終わります。

○議長　続いて、議案第２号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　議案書４ページをお願いします。議案第２号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例について、をご説明いたします。

５ページの新旧対照表の改正部分にアンダーラインをしておりますので一緒にご覧いただきたいと思います。

別表第６の次に、別表第７（第２条関係）「阿武町暮らし支援センター使用

料」を加え、まず、２階道路側の「コワーキングスペース」ですが、コワーキングとはシェアオフィスのような形態で、利用したい方が共同で使うスペースで、仕事や会議などでの利用を想定しています。使用料は１時間当たり100円、１日当たり500円、１月当たり4,000円です。

次に、２階奥側の「会議室」は、区切られており、スペースの占用ができますので、使用料は１時間当たり200円、１日当たり1,000円としています。

次に１階奥側のフリースペースの棚にある「展示コーナー」は物販や展示を想定しており、１区画はリンゴ箱程度のサイズで使用料は１日当たり200円です。最後に１階の「厨房」の使用料は１時間当たり200円、１日当たり1,000円で、プロパンガス代を含んでおります。

いずれの施設も「営利を目的とする利用」の場合は10割増で、料金は２倍になります。

なお、玄関入って直ぐの「相談窓口」と奥の部屋は「フリースペース」となっており、利用料は無料です。以上で説明を終わります。

○議長　続いて、議案第３号、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の６ページをお願いします。議案第３号、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例について説明します。

これは、福賀地区に建設中の高齢者福祉複合施設ですが、この度施設の名称が決定し、本年11月から供用開始の目処が立ちましたので、施設の設置及び管理条例を新規制定しようとするものです。説明の前に、まず、施設名称の決定について若干ご報告させていただきます。

本施設の名称については、３月末を期限として、広報や福賀地区全戸配付のチラシ、そして町のホームページを利用して名称募集を行いました。その結果、遠くは北海道からの応募もあり、町内63件、町外91件の計154件の応募総数で

ありました。

その応募された名称をもとに、４月下旬に選考会議を開催し、名称を「いらお苑」と決めていただきました。福賀のシンボル的存在でもあり、また萩ジオパーク構想でも重要な地位を占める山の名前に因んだ施設名称となっております。

それでは、条例の説明をさせていただきます。高齢者福祉複合施設については、すでに宇田郷に「ひだまりの里」があり、同様に設置及び管理に関する条例を定めておりますので、本案につきましても、「ひだまりの里」の管理条例を踏襲する形としております。

第１条は（設置）で、「高齢者が住み慣れた家庭及び地域で、安心して健康で明るい自立した日常生活を営むことができるよう総合的支援を図るとともに、高齢者福祉の増進を図るため、介護支援機能、居住機能及び交流機能を備えた阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑を設置する」旨の規定です。

第２条は（位置）で、「いらお苑の位置は、阿武町大字福田下1358番地１とする」旨の規定です。

第３条は（構成施設の名称等）で、「いらお苑を構成する施設の名称、事業内容及び入所定員」等の規定です。

第４条は（指定管理者による管理）で、「いらお苑の管理は、指定管理者に行わせる」旨の規定です。次のページをお願いします。

第５条は（休館日及び利用時間）で、「いらお苑の各施設の休館日及び利用時間は、町長の承認を得て、指定管理者が定める」旨の規定です。

第６条は（入館の制限）で、「指定管理者は、公序良俗に反する者等の入館を拒否し、又は退去を命じることができる」旨の規定です。

第７条は（利用料金）で、「各施設の利用料金を定め、指定管理者の収入として収受させることができる」旨の規定です。

第８条は（利用料金の減免）で、「指定管理者は、公益上その他必要があると認めるときは、町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる」旨の規定です。

第９条は（指定管理者が行う業務）で、指定管理者がいらお苑において行う業務についての規定です。

第10条は（委任）で、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が定める」旨の規定です。次のページをお願いします。

最後に、附則でありますが、この条例は、平成30年11月１日から施行するものであります。以上です。

○議長　続いて、議案第４号、阿武町指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の９ページをお願いします。議案第４号、指定管理者の指定について、を説明をいたします。

これは、議案第３号で説明させていただきました、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の「指定管理者を指定」しようとするもので、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

施設の名称は、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑、指定管理者は、社会福祉法人阿武福祉会、指定期間は、平成30年11月１日から平成35年10月31日までの５年間としております。以上です。

○議長　続いて、議案第５号、町道路線の変更について、及び議案第６号、阿武町道路条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長　議案書10ページをお願いします。議案第５号、町道路線の変更について、説明します。本案件は、主要地方道益田阿武線改良工事の完成に伴い、旧県道路線を町道存行司床並線として追加するため、変更議決をお願いするも

のです。それでは13ページから16ページの位置図で説明します。

現在、青色で着色してある認定済路線、延長1318.0mに、赤色で着色してある延長768.5mを追加し、路線延長を2086.5mとするものです。

新たに追加する道路は、今年３月31日まで通行していました道路部分で、改良済の２車線区間からいったん川沿いに降り、川沿いを通ってまた改良済の２車線に取り付く区間です。

次に１１ページをお願いします。議案第６号、阿武町道路条例の一部を改正する条例、について説明します。これは議案第５号で説明しました、町道存行司床並線の実延長、終点、主要な経過地等の変更について改正をお願いするものです。施行期日は、平成30年７月１日からです。以上です。

日程第10　議案第7号から日程第13　議案第10号を一括上程

○議長　日程第10、議案第７号、平成30年度阿武町一般会計補正予算（第１回）から、日程第13、議案第10号、平成30年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）までを一括議題とします。

○議長　まず、議案第７号、平成30年度阿武町一般会計補正予算（第１回）について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長　それでは、17ページをお願いいたします。議案第７号、平成30年度阿武町一般会計補正予算（第１回）についてご説明いたします。今回の補正額は、3,570万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、27億5,870万9,000円とするものです。なお、歳入歳出予算補正及び地方債補正につきましては、別冊補正予算書の第１表及び第２表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長　続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。補正

予算書14ページ、１款、議会費から。議会事務局長。

（議会費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（一般管理費、財産管理費、ふれあいセンター費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（企画総務費、企画振興費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（防災行政無線費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。）

○議長　続いて、住民課長。

（税務総務費、賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（指定統計調査費について説明する。）

○議長　続いて、民生課長。

（社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保健衛生総務費、診療所費について説明する。）

○議長　続いて、経済課長。

（労働諸費、農業政策費、林業政策費、水産業政策費について説明する。）

○議長　続いて、施設課長。

（漁港建設費について説明する。）

○議長　続いて、経済課長。

（商工政策費、道の駅産業振興費について説明する。）

○議長　続いて、施設課長。

（土木総務費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（消防費について説明する。）

○議長　続いて、教育委員会事務局長。

（事務局費、学校管理費（小学校）、教育振興費（小学校）、給食センター費、学校管理費（中学校）、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、町民センター費、保健体育総務費について説明する。）

○議長　以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。10ページ、13款、国庫支出金から、副町長。

○副町長　それでは歳入についてご説明いたします。

（副町長、歳入、地方債について説明する。）

○議長　議案第８号、平成30年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第１回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の18ページをお願いします。議案第８号、平成30年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第１回）について説明します。今回の補正は、予算の総額に154万1,000円を追加し、予算の総額を６億6,569万8,000円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第９号、平成30年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第１回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書19ページをお願いします。議案第９号、平成30年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第１回）について、説明します。今回の補正は、予算の総額から229万8,000円を減額し、予算の総額を6,660万2,000円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第10号、平成30年度阿武町介護健康保険事業特別会計補正

予算（第１回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の20ページをお願いします。議案第10号、平成30年度阿武町介護健康保険事業特別会計補正予算（第１回）について説明します。今回の補正は予算の総額から8,000円を減額し、予算の総額を６億4,889万2,000円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　以上で、議案の説明を終わります。

日程第14　　委員会付託

○議長　日程第14、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第１号から議案第10号については、会議規則第39条第１項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり。）

○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第10号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。なお、この後、午後14時35分から阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員会室へご参集ください。

○議長　本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散　会　　14時23分

地方自治法第123条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　末　若　憲　二

阿武町議会議員　中　野　祥　太　郎

阿武町議会議員　伊　藤　敬　久